

公共住宅建設工事共通仕様書

(令和4年度版)

主な改定内容について

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅事業者等連絡協議会 地方協議会

目 次

1. 建築編

2. 電気編

3. 機械編

1. 建築編

公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）【建築編】 主な改定内容一覧

項目	主な改定内容		備考	
	内容	改定趣旨		
1章 ■一般共通事項				
1.1.1	一般事項	<p>[標準仕 R4] (1) 適用範囲 <u>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)</u>(以下「<u>標準仕様書</u>」 という。)は、建築物等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 適用範囲 <u>公共住宅建設工事共通仕様書(建築工事編)</u>(以下「<u>公住仕(建築編)</u>」 という。)は、公共住宅等の新築及び増築に係る建築工事に適用する。</p>	公住仕に 読み替え	事連協基準 を継続
1.1.1	一般事項	<p>[標準仕 R4] (4) 優先順位 (ア) 質問回答書 ((イ)から(オ)までに対するもの)</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (5) すべての設計図書は、～ (ア) 質問回答書及び追加説明書 ((イ)から(オ)までに対するもの)</p>	追加説明書 を追記	事連協基準 を継続
1.1.5	書類の書式及び取扱い	<p>[標準仕 R4] (1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築 工事標準書式によるほか、<u>監督職員と協議する。</u></p> <p>[公住仕 R1] (1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、<u>監督職員 の指示による。</u></p> <p>[公住仕 R4] (1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、<u>発注者の 標準書式によるほか、監督職員と協議する。</u></p>	発注者の標準 書式を準用す ることを追記	事連協基準 を改定
1.3.10	施工中の環境保全等	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (4) 雨天の場合等、やむを得ない場合を除き、住戸内部施工中は 極力サッシ等を開放し、通風・換気を行う。また、物入れ、 キッチンキャビネット及び押し入れ等閉塞箇所の扉なども できるだけ開放し、通風・換気を行う。</p>	特に住宅の シックハウス 対策として必 要であること から追記	事連協基準 を継続
1.3.14	境界杭、測量杭等	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 工事の施工中において、境界杭、測量杭等は、次により、良好な 維持管理を行う。 (ア) 監督職員の指示がない限り、移設、除去又は埋設してはなら ない。 (イ) 工事の施工中に損傷、紛失のおそれがないように、杭の周囲を 保護する。 (2) 万一、損傷、紛失又は移動した場合は、遅滞なく監督職員に報告 し、その後の原形復旧の指示を受ける。 (3) 境界杭天端が地盤又は構造物と差異が生じる場合には、監督職員 に報告する。</p>	境界杭、測量 杭の維持管理 等は重要事項 であることから 追記	事連協基準 を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
1.4.2	材料の品質等	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (8) 機材を選定する際、次の事項について配慮する。 (7) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。 (4) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。</p>	公住仕の電気編、機械編と整合して追記	事連協基準を継続
2章 ■仮設工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし
3章 ■土工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし
4章 ■地業工事				
4.5.4	材料その他	<p>[標準仕 R4] (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。 なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</p> <p>[公住仕 R1] (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。特記がなければ、<u>杭径1.5m以下</u>の場合は鋼板6×50(mm)、<u>1.5mを超える場合は鋼板9×50～75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ、1筋につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接する。溶接長さは、補強材の幅とする。</u>なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</p> <p>[公住仕 R4] (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。特記がなければ、<u>杭径1.5m以下</u>の場合は平鋼9～12×50(mm)、<u>杭径1.5mを超え2.0m以下</u>の場合は平鋼9～12×75(mm)、<u>杭径2.0mを超える場合は平鋼12×75(mm)又は山形鋼9×75×75(mm)以上の補強リングを2～3mの間隔で配置し、主筋と補強リングとの接触部を溶接又は無溶接金具を用いて結合することとし、その溶接長さは、補強材の幅とする。</u>なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</p>	建築工事監理指針(令和4年版)「(上巻)のP263 図4.5.12の補強リング寸法及びP262(8)(ア)本文中の補強間隔2～3mを準用して改定	標準仕H31では削除した内容であるが、公住仕で改定
5章 ■鉄筋工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし

項目	主な改定内容		備考	
	内容	改定趣旨		
6章 ■コンクリート工事				
6.2.2	コンクリートの強度	<p>[標準仕 R4] (1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては36N/mm² 以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm² 以下とし、特記による。</p> <p>[公住仕 R1] (1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては36N/mm²以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm²以下とし、特記による。</p> <p>[公住仕 R4] (1) コンクリートの設計基準強度 (Fc) の値は、普通コンクリートにおいては48N/mm²以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm²以下とし、特記による。</p>	<p>近年の実績を鑑み、普通コンクリートを48N/mm²以下に改定 (JASS 5 (2022) に整合)</p>	事連協基準を改定
6.8.2	材料	<p>[標準仕 R4] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。 なお、柱及び梁以外の箇所では、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとすることができる。</p> <p>[公住仕 R1] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。 なお、柱及び梁以外の箇所では、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとすることができる。 (a) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 ～以下省略～</p> <p>[公住仕 R4] (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。<u>特記がなければ、次の(a)から(d)までによる。</u> なお、柱及び梁以外の箇所では、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙チューブとしてもよい。 (a) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 ～以下省略～</p>	<p>特記に記載がない場合に対応し、スリーブの材料を規定</p>	標準仕H31では削除した内容であるが、公住仕で改定
6.8.3	型枠の加工及び組立	<p>[標準仕 R4] (9) 型枠締付け金物にコーンを使用する箇所は、次による。 以下(ア)～(カ)まで規定。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] 型枠締付け金物にコーンを使用する箇所は、次による。 (キ) 断熱材あと貼り工法及び吹付け工法面</p>	<p>断熱施工面を追加</p>	事連協基準を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
6.8.4	型枠の存置期間及び取外し	<p>[標準仕 R4] (3) 片持梁、ひさし、長大スパンの梁、大型スラブ等の型枠を支持する支柱、施工荷重が大きく、コンクリートに支障が生じるおそれがある場合の支柱等は、必要に応じて、存置期間を延長する。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (3) 片持梁、片持ちスラブ、長大スパンの梁（SRCの場合10m以上、RCの場合8m以上。）及び内のり面積が24㎡を超える大型スラブの型枠を支持する支柱の存置期間は次による。 (7) 材齢28日以上かつ圧縮強度が設計基準強度以上であることが確認されるまでとする。 (イ) スラブをプレキャスト合成床材とした場合は、スラブ内のり面積にかかわらず、圧縮強度が設計基準強度以上であることが確認されるまでとする。</p> <p>(7) 支柱は、原則として下部2層受けとし、コンクリート打設後7日間以上は打設した当該スラブ下及び梁下と、その下階のスラブ下及び梁下に存置する。</p>	共同住宅のバルコニー及び共用廊下等の片持ちスラブに対応して読替え	事連協基準を継続
6.16.1	高強度コンクリート 一般事項	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (1) 設計基準強度(Fc)が36N/mm²を超える高強度コンクリートに適用する。 (2) この節に規定する事項以外は、1節から9節までによる。</p> <p>[公住仕 R4] (1) 設計基準強度(Fc)が48N/mm²を超える高強度コンクリートに適用する。なお、設計基準強度(Fc)が80N/mm²を超える高強度コンクリートの品質等は特記による。 (2) この節に規定する事項以外は、1節から9節までによる。</p>	高強度コンクリートの強度はJASS5(2022)に準拠して45N/mm ² を超えることに改定	事連協基準を改定
6.16.2	品質	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (1) 水セメント比及び単位セメント量は、特記による。 (2) スランプ又はスランプフローは特記による。特記がなければ、<u>設計基準強度が45N/mm²未満の場合はスランプ21cm以下又はスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm²以上、60N/mm²以下の場合はスランプ23cm以下又はスランプフロー60cm以下とする。</u></p> <p>[公住仕 R4] (1) 水セメント比及び単位セメント量は、特記による。 (2) スランプ及びスランプフローは特記による。特記がなければ、<u>設計基準強度が48N/mm²を超え60N/mm²以下の場合はスランプフロー60cm以下、設計基準強度が60N/mm²を超え80N/mm²以下の場合はスランプフロー60cm～65cmを標準とする。</u></p>	高強度コンクリートのスランプ及びスランプフローはJASS5(2022)に準拠して追記	事連協基準を改定
6.16.3	材料	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 練混ぜ水は、6.3.1の(3)による。ただし、回収水は使用しない。 (2) 混和材料 (7) 混和剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)による高性能AE減水剤とする。 (イ) (7)以外の混和材料は、特記による。</p>	高強度コンクリートの練混ぜ水及び混和材料を追加	事連協基準を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
6.16.4	コンクリート製造工場の選定	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] コンクリート製造工場の選定は、高強度コンクリートの製造能力がある工場、当該工事の調合管理強度又はこれに近い強度のコンクリート出荷実績があり、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の区分「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。</p>	高強度コンクリートの製造工場を追加	事連協基準を継続
7章 ■鉄骨工事				
7.9.4	耐火材吹付け	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] <u>(2) 施工に先立ち、支障となる浮き錆、付着油等は除去する。</u> <u>(3) 耐火材の吹付け厚さは、確認ピンを用いて確認する。スラブ及び壁面については2㎡程度につき1箇所以上とし、柱は1面に各1箇所以上、梁は1本当たり、ウェブ両側に各1本、下フランジ下面に1本、下フランジ端部両側に各1本差し込んで確認する。</u> <u>なお、確認ピンは、そのまま存置しておく。</u></p> <p>[公住仕 R4] 上記の規定を削除</p>	住宅に特化した内容ではないことから削除	事連協基準から削除
8章 ■コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし

項目	主な改定内容		備考	
	内容	改定趣旨		
9章 ■防水工事				
9.1.1	一般事項	<p>[標準仕 R4] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。</p> <p>[公住仕 R1] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、<u>ウレタンゴム系塗膜防水、及びケイ酸質系塗布防水、FRP系塗膜防水、透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。</u></p> <p>[公住仕 R4] この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、<u>塗膜防水、ケイ酸質系塗布防水、FRP系塗膜防水、透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト並びにシーリング工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。</u></p>	<p>ウレタン系塗膜防水及びケイ酸質系塗膜防水を塗膜防水に用語改定</p> <p>公共建築木造工事標準仕様書から以下の工法を継続。 ・FRP系塗膜防水 ・透湿防水シート ・防水テープ ・び改質アスファルトフェルト</p>	事連協基準を継続
9.3.2	改質アスファルトシート防水材料	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (エ) 屋根保護防水密着断熱工法（トーチ工法）に用いる断熱材は、9.2.2(8)による。 (オ) 絶縁用シートに使用する材料は、特記による。特記がなければ、屋根保護防水密着工法（トーチ工法）の場合は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上のものとし、屋根保護防水密着断熱工法の場合は、ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/m²程度)とする。 (カ) 成形伸縮目地材は、9.2.2(11)による。 (キ) 成形緩衝材は、9.2.2(12)による。 (ク) 保護コンクリートは、9.2.2(13)による。 (ケ) 立上り部は、9.2.2(14)及び(15)による。なお、露出とする場合は、<u>製造所の仕様とする。</u></p> <p>[公住仕 R4] (エ) 屋根保護防水密着断熱工法（トーチ工法）に用いる断熱材は、9.2.2(8)による。 (オ) 絶縁用シートに使用する材料は、特記による。特記がなければ、屋根保護防水密着工法（トーチ工法）の場合は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上のもの又は<u>ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス (70g/m²程度) とし、屋根保護防水密着断熱工法の場合は、ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/m²程度) とする。</u> (カ) 成形伸縮目地材は、9.2.2(11)(ア)による。 (キ) 成形緩衝材は、9.2.2(11)(イ)による。 (ク) 保護コンクリートは、9.2.2(11)(ウ)による。 (ケ) 立上り部は、9.2.2(11)(エ)又は(11)(オ)による。なお、露出とする場合は<u>の仕上塗料は、改質アスファルトシートの製造所の仕様とする。</u></p>	<p>屋根保護防水密着断熱工法をJASSに準じて改定</p>	事連協基準を改定

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
9.3.3	防水層の種別及び工程	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 表9.3.4及び表9.3.5の注釈 (注) 1. 立上りは、絶縁用シートを省略する。 2. 保護コンクリートには、溶接金網を敷き込む。</p> <p>[公住仕 R4] 表9.3.4及び表9.3.5の注釈 (注) 1. 立上りは、絶縁用シートを省略する。 2. <u>立上り部における保護工法又は露出の種別は、特記による。</u> 3. 保護コンクリートには、溶接金網を敷き込む。</p>	表の注釈 立上り部の保護又は露出は特記によることを追記	事連協基準を改定
9.3.5	保護層等の施工	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 記載なし</p> <p>[公住仕 R4] (1) <u>平場部の保護層の施工は、9.2.5(1)～(3)及び(4)(7)～(4)(7)による。</u> (2) <u>立上り部を保護する場合の工法は、特記による。</u> (3) <u>伸縮目地は、9.2.5(6)による。</u> (4) <u>屋上排水溝の設置は、9.2.5(7)による。</u></p>	保護層等の施工を追記	事連協基準を追加
10章 ■石工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし
11章 ■タイル工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし

項目	主な改定内容		備考	
	内容	改定趣旨		
12章	■木工事			
12.2.1	木材	<p>[標準仕 R4] (オ) パーティクルボードは JIS A 5908 (パーティクルボード) に基づき、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分及び厚さは特記による。特記がなければ、厚さ15mm、曲げ強さによる区分は13タイプ、耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</p> <p>[公住仕 R1] (ク) <u>ベースパネルに使用するパーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) によるものとし、次による。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。</u> <u>(a) 曲げによる区分は、素地パーティクルボードは18タイプ、単板張りパーティクルボードは30-15タイプ、耐水性による区分は耐水1 (Mタイプ) 又は耐水2 (Pタイプ) とする。</u> <u>(b) 表面及び裏面の状態はRS (研磨板) とし、硬さはフローリング及び下張り用合板の釘打ちに支障のない程度とする。</u> <u>(c) 19.1.3[水掛りの範囲]に使用する場合は、表・裏面及び小口面にパラフィン (50g/㎡以上) を含浸させたものとする。</u> <u>なお、現場で切断する場合は、切断した小口面に防湿剤 (液状パラフィン) を塗布する等の有効な防湿処置を行う。</u></p> <p>[公住仕 R4] (オ) <u>パーティクルボードはJIS A 5908(パーティクルボード) に基づき、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分及び厚さは特記による。特記がなければ、厚さ15mm、曲げ強さによる区分は13タイプ、耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。ただし、19章11節のベースパネルに使用する場合は、表19.11.2による。なお、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分及び耐水性による区分は、次による。</u> <u>(a) 表裏面の状態はRS (研磨板) とし、硬さはフローリング及び捨て張り合板の釘打ちに支障のない程度とする。</u> <u>(b) 曲げ強さによる区分は、素地パーティクルボードは18タイプ、単板張りパーティクルボードは30-15タイプとする。</u> <u>(c) 耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</u></p>	<p>床下地のパーティクルボードについて、2015年JIS改正に準拠して改定。 耐水性については、P:フェノール樹脂 M:メラミン樹脂の他の接着剤を用いて基準の耐水性能を確保することとしてパラフィンを削除</p>	<p>事連協基準を改定</p>
4節	鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組	<p>[標準仕 R4] 工法は、表12.4.1による。 (表の記載省略)</p> <p>[公住仕 R1] <u>工法は、表12.4.1による。</u> (表の記載省略)</p> <p>[公住仕 R4] 項名称を「床、壁、天井、下地材回り」に改定 <u>(1) 土台等の取付けは、両端を押さえ、鋼製拡張式アンカー (M6~M8間隔900mm内外) 又は埋込みボルト (9φ間隔900mm内外) とする。</u> ~ <u>(11) 設備関係の取合せ部及び仕上げ部品の取付けに必要な箇所は補強する。</u></p>	<p>標準仕は木造住宅にも適用できる内容であったが、公住仕ではRC造の木工事に特化した内容に改定</p>	<p>標準仕を準拠した内容から事連協基準に改定</p>
12.4.2	工法			

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
5節	窓、出入り口その他	<p>[標準仕 R4] 工法は、表12.5.1による。 (表の記載省略)</p> <p>[公住仕 R1] <u>工法は、表12.5.1による。</u> (表の記載省略)</p>	標準仕は木造住宅にも適用できる内容であったが、公住仕ではRC造の木工事に特化した内容に改定	標準仕を準拠した内容から事連協基準に改定
12.5.2	工法	<p>[公住仕 R4] 項名称を「開口部回り」に改定 <u>(1) アルミサッシに接する箇所は、クリヤラッカー又は合成樹脂調合ペイント1回塗りとする。</u> <u>(2) 開き戸の縦枠(方立て、中束)、上枠は、つけひばた付きとする。</u> <u>(3) 開き戸の下枠は、上端平たんとする。</u></p>		
12.5.3	敷居、かも居等	<p>[標準仕 R4] 工法は、表12.5.1による。 (表の記載省略)</p> <p>[公住仕 R1] <u>工法は、表12.5.1による。</u> (表の記載省略)</p> <p>[公住仕 R4] <u>(1) 敷居及びかも居は両端2箇所隠し釘打ちとする。</u> <u>(2) 敷居下端と土台との間には、両端部及び450mm内外の間隔に飼木を設置する。</u> <u>(3) 飼木は、根太と同樹種とし接着剤併用の斜め釘留めとする。</u> <u>(4) らんま吊束は、上端、下端とも短ほぞ差しとし、ビス留め等の隠し補強を行う。</u> <u>(5) コンクリート壁面の付けかも居は、下地材をナイロンプラグ(M6 @900 内外)で取り付け、その上に付けかも居を接着剤併用の釘留め(@450mm内外)により取り付ける。</u></p>	同上	同上
12.5.4	押入れ、物入れ等	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 記載なし</p> <p>[公住仕 R4] <u>(1) 中棚の雑巾ずりはステンレス釘(SUS 304)により、225mm内外の間隔で釘留めする。</u> <u>(2) 押入れ中かも居は、かまちに釘留めしてはならない。</u></p>	同上	同上

項目	主な改定内容		備考
	内容	改定趣旨	
13章 ■屋根及びとい工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。	改定なし
14章 ■金属工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。	改定なし
15章 ■左官工事			
15.7.2	マスチック塗材塗り	[標準仕 R4] (1) マスチック塗材塗りは表15.7.1により、○印の工程を行い、種別は特記による。 [公住仕 R1及びR4] (1) マスチック塗材の品質及び性能は特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、内装仕上げに用いるマスチック塗材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。なお、マスチック塗材塗りの工程は、表15.7.1により、種別は、特記による。	マスチック塗材の品質及び性能等を追記 事連協基準を継続
16章 ■建具工事			
16.2.2	アルミニウム製建具 性能等	[標準仕 R4] (1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。 [公住仕 R1] (1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。 [公住仕 R4] (1) <u>建具の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様によるほか、ドアセットの場合はJIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</u>	アルミニウム製建具の品質及び性能を追記 事連協基準を改定

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
16.4.2	鋼製建具 性能等	<p>[標準仕 R4] (1) 建具の性能及び構造は、ドアセットの場合は JIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。</p> <p>[公住仕 R1] (1) 建具の性能及び構造は、16.2.2(1)による。</p> <p>[公住仕 R4] (1) 建具の性能等は、ドアセットの場合は JIS A 4702 (ドアセット)、サッシの場合は JIS A 4706(サッシ)による。 <u>ただし、玄関ドアの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</u></p>	鋼製建具の品質及び性能を追記	事連協基準を改定
16.7.2	木製建具 材料	<p>[標準仕 R4] (2) フラッシュ戸の材料は、表16.7.2及び次による。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (2) フラッシュ戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、次によるほか、建具製造所の仕様による。</p>	フラッシュ戸の品質及び性能を追記	事連協基準を継続
16.7.2	木製建具 材料	<p>[標準仕 R4] (3) かまち戸の材料</p> <p>[公住仕 R1] (3) かまち戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、<u>製造所の仕様による。なお、材料は、次による。</u></p> <p>[公住仕 R4] (3) かまち戸の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、<u>次によるほか、建具製作所の仕様による。</u></p>	かまち戸の品質及び性能を追記	事連協基準を改定
16.7.2	木製建具 材料	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (10) 量産ふすまの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、建具製造所の仕様による。</p>	量産ふすまの品質及び性能を追記	事連協基準を継続
16.8.2	建具用金物 材質、形状及び寸法	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (7) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前、各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能は特記による。 特記がなければ、製造所の仕様による。</p> <p>[公住仕 R4] (7) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前、各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザーの品質及び性能は特記による。 特記がなければ、製造所の仕様による。</p>	錠前、ドアクローザーの品質及び性能を追記	事連協基準を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
16.8.4	鍵	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (1) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉 (a) 錠前の種別は特記による。特記がなければ、サムターン付～以下省略～ (2) 引違い戸、引違い窓 (a) 接地階及びその直上階並びに共用廊下に面する建具の締り金物（クレセント等）は、面格子のない場合、鍵付きとする。 (b) 鍵違いの種類は特記による。特記がなければ、6種類以上とする。 (c) 隣住戸とは同一の鍵とならないよう配置する。 (d) 鍵の本数は特記による。特記がなければ、1住戸につき3本とする。</p> <p>[公住仕 R4] (1) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉 (7) 錠前の種別は特記による。特記がなければ、サムターン付～以下省略～ (2) 引違い戸、引違い窓 (7) 接地階及びその直上階並びに共用廊下に面する建具の締り金物（クレセント等）は、面格子のない場合、鍵付きとする。 <u>(4) (7)の鍵付きの仕様は次による。</u> (a) 鍵違いの種類は特記による。特記がなければ、6種類以上とする。 (b) 隣住戸とは同一の鍵とならないよう配置する。 (c) 鍵の本数は特記による。特記がなければ、1住戸につき3本とする。</p>	鍵の仕様を追記	事連協基準を継続
17章 ■カーテンウォール工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし
18章 ■塗装工事				
		<p>[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。</p>		改定なし

項目	主な改定内容		備考
	内容	改定趣旨	
19章 ■内装工事			
19.1.3	水掛りの範囲	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] この章で規定する水掛りの範囲は次による。ただし、各節及び特記で規定されている場合はこの限りでない。 (7) 便所、洗面脱衣室及び洗濯機置き場の床及び壁 (4) 図19.1.1に示す台所の流し台、調理台及びコンロ台前面及び側面1m以内の床並びにこれらに接する壁</p> <p>[公住仕 R4] (1) この章で規定する水掛りの範囲は次による。ただし、各節及び特記で規定されている場合はこの限りでない。 (7) 便所、洗面脱衣室及び洗濯機置き場の床及び壁 (4) 図19.1.1に示す台所の流し台、調理台及びコンロ台前面及び側面1m以内の床並びにこれらに接する壁 (2) <u>水掛り範囲に使用する合板及びボード類は、耐水性のあるものとする。</u></p>	<p>水掛りの範囲を追記 また、現行の表19.7.1注釈の記載を(2)に移動して記載</p> <p>事連協基準を継続</p>
19.5.2 19.5.4	材料 釘留め工法	<p>[標準仕 R4] (4) 複合フローリング 化粧加工の方法は、天然木化粧とする。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (4) 複合フローリング (a) 天然木化粧複合フローリング ～省略～ (b) 特殊加工化粧複合フローリング ～省略～</p>	<p>天然木化粧複合フローリング材の仕様を追記</p> <p>事連協基準を継続</p>
19.6.2	畳敷き材料	<p>[標準仕 R4] (2) 衝撃緩和型畳は、次による。 (7) 畳床は、JIS A 5917 (衝撃緩和型畳床) による。また、畳表は、JIS A 5902 に基づくC1又はC2 とし、適用は特記による。 (4) (7) 以外は、畳製造所の仕様による。</p> <p>[公住仕 R1] (2) 畳は、JIS A 5902(畳)に基づき、<u>表示をする。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。</u></p> <p>[公住仕 R4] (2) 衝撃緩和型畳 <u>衝撃緩和型畳の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</u> (3) 畳は、JIS A 5902(畳)に基づき、<u>裏面の中心付近に表示をする。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。</u></p>	<p>衝撃緩和畳の品質及び性能と畳裏面への表示を追記</p> <p>事連協基準を追加</p>

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
19.9.1	断熱・防露 一般事項	<p>[標準仕 R4] この節は、断熱材の打込み及び現場発泡工法に適用する。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] この節は、鉄筋コンクリート造等の断熱材の打込み工法、現場発泡工法及びあと張り工法（S1工法等）に適用する。</p>	適用範囲において、断熱材のあと張り工法（S1工法等）を追記	事連協基準を継続
19.9.4	断熱材あと張り工法（S1工法等）	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 19.9.4 断熱材あと張り工法（S1工法等） (1) 材料 (ウ) 断熱材張り用接着剤は、JIS A 5547（発泡プラスチック保温板用接着剤）の液・無溶剤型変成シリコーン系接着剤とし、ホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 (エ) <u>梁側面、梁底面（幅300mm以上の場合。）又は天井面に断熱材を張り付ける場合に使用するプラスチックピンは、断熱材の重さに対し十分な耐引抜き強度を有するものとし、断熱材製造所の仕様による。なお、材質は燃えにくく、断熱性を損なわないものとする。</u></p>	19.9.4に断熱材のあと張り工法（S1工法等）の一部の語句を改定	事連協基準を継続
19.9.5		<p>[公住仕 R4] 19.9.5 断熱材あと張り工法（S1工法等） (1) 材料 (イ) 断熱材張り用接着剤は、JIS A 5547（発泡プラスチック保温板用接着剤）の液・無溶剤型変成シリコーン系接着剤とする。 (ウ) <u>壁面、梁側面、幅300mm以上の梁底面及び天井面に発泡プラスチック断熱材裏打ちせっこうボード又は裏打ち合板（単体張りを除く。）を張り付ける場合に使用するプラスチック製のピンは、断熱材の重さに対し十分な耐引抜き強度を有するものとし、断熱材製造所の仕様による。なお、材質は燃えにくく、断熱性を損なわないものとする。</u></p>		
10節	発泡プラスチック系床下地張り工法	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] 19.10.1 材料 19.10.2 施工</p>	発泡プラスチック系床下地張り工法を継続して規定	事連協基準を継続
11節	乾式遮音二重床下地張り工法	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] 19.11.1 材料 19.11.2 施工</p>	乾式遮音二重床下地張り工法を追記	事連協基準を継続
12節	内装プレハブ工法	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] 19.12.1 適用範囲 19.12.2 材料 19.12.3 製作，組立て及び工法</p>	内装プレハブ工法を追記	事連協基準を継続

項目	主な改定内容		備考	
	内容	改定趣旨		
20章 ■ユニット及びその他の工事				
20.2.6	手すり	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 20.2.20 手すりユニット (1) 手すりユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 (2) 手すりユニットの種類（廊下用、バルコニー用）、材質（アルミニウム合金製、スチール製、ステンレス製）、形状（手すり子タイプ、目隠しパネルタイプ）及び寸法（支柱間隔、高さ等）は特記による。 (3) 躯体への支持方法（床支持、壁支持、方立て支持）の種別は、特記による。 (4) 床支持の場合の支柱脚部躯体立上りは、コンクリートのかぶり厚さを確保するとともに、支柱脚部への雨水浸入防止対策を講ずる。</p> <p>20.2.21 補助手すり (1) 補助手すりの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 (2) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</p> <p>[公住仕 R4] (1) 手すりユニット (ア) 手すりユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 (イ) 手すりユニットの種類（廊下用、バルコニー用）、材質（アルミニウム合金製、スチール製、ステンレス製）、形状（手すり子タイプ、目隠しパネルタイプ）及び寸法（支柱間隔、高さ等）は特記による。 (ウ) 躯体への支持方法（床支持、壁支持、方立て支持）の種別は、特記による。 (エ) 床支持の場合の支柱脚部躯体立上りは、コンクリートのかぶり厚さを確保するとともに、支柱脚部への雨水浸入防止対策を講ずる。</p> <p>(2) 補助手すり (ア) 補助手すりの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 (イ) 補助手すりの形状、寸法、材質は特記による。</p>	手すりユニットの品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20.2.17	浴室ユニット	<p>[標準仕 R4] 記載なし。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 浴室ユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様によるものとし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、浴室ユニット室外の補強材は除くものとする。 (2) 浴室ユニットの種類、形状、寸法（内法）、材質は特記による。</p>	浴室ユニットの品質及び性能等を追記	事連協基準を継続

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
20.2.18	キッチンユニット	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] (1) キッチンキャビネットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 (2) キッチンキャビネットの種類（セクショナルキッチン、システムキッチン）、寸法（高さ、奥行き、間口等）、材質、付属部品（包丁差し、トレイ等）は特記による。</p> <p>[公住仕 R4] (1) キッチンユニットの品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。ただし、製品に使用する構成材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 (2) キッチンユニットの種類（セクショナルキッチン、システムキッチン）、寸法（高さ、奥行き、間口等）、材質、付属部品（包丁差し、トレイ等）は特記による。</p>	キッチンユニットの品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20.2.19	郵便受箱	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 郵便受箱の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。 (2) 郵便受箱の形状、寸法、材質は特記による。</p>	郵便受箱の品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20.2.20	機械式宅配ボックス装置	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 住棟内の共用部分（エントランス等）に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える共用型の機械式宅配ボックスについて適用する。 (2) 機械式宅配ボックス装置の品質及び性能は、特記による。 (3) 電気制御式宅配ボックスについては、公住仕（電気編）1.10.13「電気制御式宅配ボックス装置」による。</p> <p>[公住仕 R1及びR4] (1) 住棟内の共用部分（エントランス等）に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える共用型の機械式宅配ボックスについて適用する。 (2) 機械式宅配ボックス装置の品質及び性能は、特記による。 (3) 電気制御式宅配ボックスについては、公住仕（電気編）第6編第1章第10節1.10.12「電気制御式宅配ボックス装置」による。</p>	機械式宅配ボックス装置の品質及び性能等を追記	事連協基準を継続
20.2.21	隔板	<p>[標準仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R1] 記載なし</p> <p>[公住仕 R4] (1) <u>隔板の品質及び性能は、特記による。特記がなければ、製造所の仕様による。</u> (2) <u>隔板の形状、寸法、材質は特記による。</u></p>	隔板の品質及び性能等を追記	事連協基準を追加

項目	主な改定内容		備考
	内容	改定趣旨	
21章 ■排水工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。	改定なし
22章 ■舗装工事			
		[公住仕 R4] 改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。	改定なし
23章 ■植栽及び屋上緑化工事			
23章 6節～11 節		[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1及びR4] 6節 ウォール・擁壁 7節 修景施設 8節 遊戯施設及びサービス施設 9節 管理施設 10節 建築施設組立 11節 グラウンド舗装	屋外整備工事 に関する事項 を追記 事連協基準 を継続
24章 ■PC工法による工事			
24章	PC工法に よる工事	[標準仕 R4] 記載なし [公住仕 R1] 1節 一般事項 2節 PC部材製造に用いる材料及び部品 3節 PC部材の製造 4節 基礎及び基礎梁 5節 PC部材の運搬・受入れ及び組立て 6節 溶接接合 7節 スリーブ接合 8節 その他接合 9節 狭小部充填コンクリート 10節 敷きモルタル 11節 防水処理 12節 現場における仕上げの下地処理 [公住仕 R4] 1節 一般事項 2節 PC部材製造に用いる材料及び部品 3節 PC部材の製造 4節 基礎及び基礎梁 5節 PC部材の運搬・受入れ及び組立て 6節 溶接接合 7節 機械式継手 8節 その他接合 9節 狭小部充填コンクリート 10節 敷きモルタル 11節 防水処理 12節 現場仕上げの下地処理	PC工事に関する 事項を追記 事連協基準 を継続

2. 電氣編

公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）【電気編】

1. 改定のポイント

(1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）等への整合

各府省庁、独立行政法人等が整備する公共住宅の統一基準として「公共住宅建設工事共通仕様書」が使用されており、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（官庁営繕関係基準）（以下「標準仕様書」という。）との整合を図りつつ、公共住宅用の共通仕様書として使い勝手の良いものを目指す。

(2) 会員要望事項への対応

「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）（電気編）」に対する意見等への対応を行う。

2. 主な改定内容一覧

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改定趣旨	
第1編 一般共通事項				
第1章 一般事項				
第1節 総則				
P299 P300	1.1.2	用語の定義	以下の字句を変更した。 (ア) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載され、署名又は押印された文書をいう。 (イ) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。	標準仕様書に整合
P300	1.1.4	工事实績情報システム（CORINS）への登録	以下の字句を変更した。 (1) 工事实績情報をシステム（CORINS）への登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。	標準仕様書に整合
P300	1.1.5	書類の書式及び取扱い	以下の字句を変更した。 (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、発注者の標準書式によるほか、監督職員の指示と協議する。 (2) 公住仕（電気編）において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。	標準仕様書に整合
P300	1.1.7	関連工事等の調整	以下の字句を変更した。 別契約の、施工上密接に書に基づく関連する工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。	標準仕様書に整合
第2節 工事関係図書				
P302	1.2.4	工事の記録等	以下の字句を変更した。 (1) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は、特記による。	標準仕様書に整合

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第3節 工事現場管理				
P302	1.3.2	電気保安技術者	以下の字句を変更した。 (2) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。 (3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。	標準仕様書に整合
R1版	1.3.8	施工中の環境保全等	以下の項目を削除した。 (4) 雨天の場合等でやむを得ない場合を除き、住戸内部の施工中は、極力サッシ等を開放して通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット、押し入れ等の閉塞箇所の扉は、できるだけ開放して通風・換気を行う。	電気編に馴染まない仕様のため
第4節 機器及び材料				
第5節 施工				
第6節 工事検査及び技術検査				
P305	1.6.1	工事検査	以下の字句を追加した。 (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。	標準仕様書に整合
P306	1.6.2	技術検査	以下の字句を追加した。 (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。	標準仕様書に整合
第7節 完成図等				
R1版	1.7.1	完成時の提出図書	以下の項目を削除した。 (2) (1)の図書に目録を添付し、監督職員に提出する。	標準仕様書に整合
R1版	1.7.2	完成図	以下の字句を削除した。 表1.7.1 完成図の種類及び記載内容 ○種類／記載内容 施工図／＝ (2) 完成図の様式等は、次による。 (7) 完成図の作成方法及び用紙のサイズは、特記による。特記がなければ、完成図はCADで作成し、用紙はトレーシングペーパー又は普通紙に出力する。 (4) 記載する寸法、縮尺、文字、図示記号等は、設計図書に準ずる。 (3) 提出は、原図及びその複写図(2部)とする。ただし、製作図を完成図として提出する場合には、その原図を省略することができる。 (4) 施工図は、監督職員の承諾を受けた図面を提出する。 (5) CADデータの提出は、特記による。	標準仕様書に整合
P306	表1.7.1	完成図の種類及び記載内容	以下の字句を追加した。 備考 寸法、縮尺、文字、図示記号等は、設計図書に準ずる。	標準仕様書に整合
P306	1.7.3	保全に関する資料	以下の字句を削除した。 (1) 保全に関する資料は、次により、提出部数は、特記による。特記がなければ、2部とする。 (4) 主要機器一覧表	標準仕様書に整合
P307	表1.7.2	取扱説明書の添付及び用途表示を行う機材等	以下の字句を追加した。 ○機材等 ガス漏れ火災警報器用ベース	独自内容の修正
第2章 共通工事				
第1節 仮設工事				

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第2節 土工事				
第3節 地業工事				
第4節 コンクリート工事				
第5節 左管工事				
第6節 溶接工事				
第7節 塗装工事				
P309	2.7.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) (イ) めっき又は塗装された面 (2) 金属管の現場で行う塗装箇所は、次による。なお、色合等は、特記による。 (4) 施工時に行う塗装は、次による。 (イ) 塗装の素地ごしらえ、塗り回数等は、次による。 (a) 塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類を除去し、ワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。 (b) 亜鉛めっき面は、汚れ、付着物及び油類を除去する。	標準仕様書に整合
第8節 機械設備工事				
第9節 スリーブ工事				
第10節 インサート				
P312	表2.10.1	許容引抜荷重	以下の字句を追加した。 ○インサート等の種類/M10/M12/M16 金属系アンカー（おねじ形）/2,500以上/4,500以上/6,100以上 金属系アンカー（めねじ形）/500以上/800以上 接着系アンカー/5,000以上/6,100以上/8,000以上 木造用つり金物/90以上/二/二	標準仕様書に整合
第2編 電力設備工事				
第1章 機材				
第1節 電線類				
R1版	表1.1.1	電線類	以下の規格を削除した。 ビニル電線(IV) ビニルケーブル(VVR)(VVF) アース線付VVFケーブル(VVFG) 600Vポリエチレンケーブル(CV)(CVT) 高圧架橋ポリエチレンケーブル(6kV CV)(6kV CVT) 制御ケーブル(CVV) 制御ケーブル(遮へい付)(CVW-S) ユニットケーブル(UB) 耐火ケーブル(FP-C) 高圧耐火ケーブル(6kVFP-C) 耐熱ケーブル(HP) 高難燃ノンハロゲン耐火ケーブル(NH-FP-C) ゴムキャブタイヤケーブル(CT)(PNCT) ビニルキャブタイヤケーブル(VCT)	標準仕様書に整合 VCTは新築での採用実績が少ないため
P313 P314	表1.1.1	電線類	以下の規格を追加した。 EM-アルミCEケーブル(EM-AL-CE)(EM-AL-CET) EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)(6kV EM-CE(EE))(6kV EM-CET(EE)) 以下の字句を追加した。 ○呼称(図示記号) 太陽光発電システム用ハロゲンフリーケーブル(PV-CC)(PV-QQ)(PV-CQ)(PV-PP)	標準仕様書に整合

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P315 P316	<u>1.1.3</u>	<u>ケーブル接続材</u>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
第2節 電線保護物類					
P316	表1.2.1	金属管及び付属品	以下の字句を追加した。 ○呼称（図示記号）／規格 金属管 (G)(C)(E) ／JIS C 8305 鋼製電線管 種類：厚鋼電線管 種類：薄鋼電線管 種類：ねじなし電線管	標準仕様書に整合	
P317	表1.2.2	PF管、CD管及び付属品	以下の字句を追加した。 ○呼称（図示記号）／規格 PF管 (PF) JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管 種類：PF管 (PFS) CD管 (CD) JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管 種類：CD管 (CD)	標準仕様書に整合	
R1版	1.2.2	PF管、CD管及び付属品	以下の項目を削除した。 (2) PF管の種類は、単層管とする。	標準仕様書に整合	
P317	表1.2.3	硬質ビニル管及び付属品	以下の字句を追加した。 ○呼称（図示記号）／規格 硬質ビニル管 (VE) JIS C 8430 硬質 ポリ塩化ビニル 電線管 硬質ビニル管の付属品 JIS C 8432 硬質 ポリ塩化ビニル 電線管用付属品	標準仕様書に整合	
P317	表1.2.4	金属製可とう電線管及び付属品	以下の字句を追加した。 ○呼称（図示記号）／規格 金属製可とう電線管 (F2)(F2WP) JIS C 8309 金属製可とう電線管 種類：二種金属製可とう電線管 種類：ビニル被覆二種金属製可とう電線管	標準仕様書に整合	
P317	1.2.6	プルボックス	以下の字句を変更した。 (2)(7) 鋼板製プルボックス(溶融亜鉛めっきを施す又は同等以上の耐食性を有する鋼板製のものとびステンレス鋼板製のものを除く。)は、さび止め塗装を施す。 なお、鋼板の前処理は、次のいずれかによる。 (a) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 (b) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (4) 溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する鋼板製プルボックス及びステンレス鋼板製プルボックスの表面仕上げは、製造者の標準による。 (2)(7)(d) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に表面処理に応じた防錆補修を施す。	標準仕様書に整合	
P318	1.2.7	金属ダクト	以下の字句を変更した。 (2) 金属ダクト(溶融亜鉛めっきを施す又は同等以上の耐食性を有するものを除く。)は、さび止め製造者の標準色により塗装を施す。 なお、鋼板の前処理は、次のいずれかによる。 (7) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 (4) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (3) 溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する金属ダクトの表面仕上げは、製造者の標準による。	標準仕様書に整合	
R1版	<u>1.2.8</u>	<u>金属トラフ</u>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
第3節 配線器具					
R1版	1.3.1	配線器具	以下の項目を削除した。 (3) 住戸、管理事務所及び集会所内に設置する配線器具の取付け枠は、絶縁枠を標準とする。	独自内容の修正	

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考	
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第 4 節 照 明 器 具					
P319 P320	1.4.2	構造一般	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(91) 器具（住戸に設置するものは除く。）に使用する金属材料は、次製造者標準による塗装、めっき等の仕上げを施す。ただし、通常の使用状態で見えない部分に亜鉛めっき鋼板及びステンレス鋼板を使用する場合、また、又は見える部分に塗装亜鉛めっき鋼板（亜鉛めっきの上）に塗装を施したもの）及び塗装ステンレス鋼板（ステンレス鋼板の上）に塗装を施したものを使用する場合は、塗装を省略することができる。</p> <p>(45) LED照明器具（防水形及びブラケット形並びに住戸に設置するものは除く。）には、定格電流20A以上の電源送り接続が可能な端子を設ける。ただし、電源送り容量は、製造者の標準とする。</p> <p>(7) ベースライト形器具は、LED制御装置を内蔵したものとす る。</p> <p>(89) 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、次によるほか、特記による。</p> <p>(7) 1.5kgを超え3kg以下の器具は、脱落が防止できる構造とする。</p> <p>(7) LED制御装置の荷重が器具取付けばね又は器具取付け金具にかからない構造の場合、LED制御装置の質量は除く。</p> <p>(1314) 照明用ボールには、配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。ただし、ガーデンライトは、ボール内に配線用遮断器又はカットアウトスイッチを内蔵しない構造とすることができる。</p> <p>なお、配線用遮断器（引外し装置なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける場合は、特記による。</p>	標準仕様書に整合 独自内容の修正	
P320	1.4.3	部品	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(2)(7)(a) 防雨形器具のLED制御装置は、防まつ形 <u>(IPX4)</u> 又は防浸形 <u>(IPX7)</u> とする。</p> <p>(2)(7)(b) 防湿形器具のLED制御装置は、防浸形 <u>(IPX7)</u> とする。</p>	標準仕様書に整合	
P321	1.4.4	光源	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(2) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とする。</p> <p>(3) 光源色は、特記がなければ、相関色温度4,600～5,500K（昼白色）とする。</p> <p>(24) 調色を行うものは、外部からの信号によりLEDモジュールの光源色（色温度）を3,500Kから5,000Kまで連続して変化させることができるものとする。</p> <p>(5) LED照明器具の平均演色評価数(Ra)は、特記がなければ、次による。</p> <p>(7) ベースライト形器具は、80以上とする。</p> <p>(1) ダウンライト形及び高天井形器具は、70以上とする。</p>	標準仕様書に整合	
第 5 節 防 災 用 照 明 器 具					
P321	表1.5.1	防災用照明器具	<p>以下の規格を追加、削除した。</p> <p>○摘要／規格 器具全般／<u>JIL 5004 公共施設用照明器具</u> 誘導灯／JIL-5505 積極避難誘導システム技術基準</p>	標準仕様書に整合	
R1版	1.5.2	構造一般及び部品	<p>以下の項目を削除した。</p> <p>(7) 白熱電球用のソケットは、表1.5.2に示す規格による。また、電源配線を直接接続できる端子を有するものは、1.4.2「構造一般」(5)(1)に適合するものとする。</p> <p>表1.5.2 ソケット</p>	標準仕様書に整合	
P322	1.5.3	光源	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(1) 非常用照明器具の非常用光源は、次LED光源とし、JIL 5501「非常用照明器具技術基準」による。</p> <p>(7) LED光源は、1.4.4「光源」(1)による。</p> <p>(1) ミニ電球は、JIL 5501「非常用照明器具技術基準」附属書3「非常用電球」による。</p>	標準仕様書に整合	

項目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 6 節 照明制御装置				
R1版	1. 6. 2. 1	照明制御器	以下の項目を削除した。 (x)(f) 無線通信機能付照明器具の周波数帯域は、920MHz帯とする。	標準仕様書に整合
P324	1. 6. 3. 7	照明制御器	以下の字句を変更、追加した。 (4)(b) 微動検知人感センサは、次によるほかデスクワークによる人の微動を検知できるものとし、特記による。 ① 人からの熱線、画像認識等により、デスクワーク等の微動を検知できるものとする。 ② センサの取付け高さが床上2.5m～3.0mの場合の検知範囲は、3.6m×3.6m以上とする。 ③ 検知可能最低照度は、100ルクス以下とする。 (x) 照明器具個別通信制御に用いる無線通信機能付き照明器具の周波数帯域は、920MHz帯又は2.4GHz帯とする。	標準仕様書に整合
第 7 節 分電盤				
P325	表1. 7. 2	鋼板及びステンレス鋼板の標準厚さ	以下の字句を変更した。 ○正面の面積[m ²]/鋼板/ステンレス鋼板 <u>0.1以下/1.0/0.8</u> <u>0.1を超え</u> 0.2以下/1.2/1.0	標準仕様書に整合
P325 P326	1. 7. 3	キャビネット	以下の字句を変更した。 (1)(イ) 前面枠及びドアは、端部をL又はコ字形の折曲げ加工を施す。 (1)(ウ) また、前面枠及びボックスは、折曲げた突合せ部分に溶接加工を施す。ただし、ねじによる組立て方式等の場合を除く。 (1)(カ) 非常用照明、誘導灯、非常警報、非常放送、火災報知、自動閉鎖等の防災設備、テレビ共同受信設備、構内情報通信設備、監視カメラ設備、インターホンオートロック設備及び警報設備の電源回路には、その旨を赤字で明示し、配線用遮断器には、誤操作防止のための赤色合成樹脂製カバー、キャップ等を取付ける。 (1)(イ) 鋼板製キャビネット（溶融亜鉛めっき等の表面処理を施す又は同等以上の耐食性を有する鋼板製のものとステンレス鋼板製のものを除く。）は、の塗装は、次による。製造者の標準色により塗装を施す。 (1)(イ)(a) 鋼板の前処理は、次のいずれかによる。 ① 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 ② 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (1)(イ)(b) 表面見えがかり部分は、製造者の標準色により仕上げる。 (1)(イ) 鋼板製（溶融亜鉛めっき等の表面処理を施すもの）又は同等以上の耐食性を有する鋼板製キャビネット及びステンレス鋼板製キャビネットの表面仕上げは、製造者の標準により。 (2)(イ) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に表面処理に応じた防錆補修を施す。	標準仕様書に整合 独自内容の修正
P327	表1. 7. 4	絶縁電線の最小太さ	以下の字句を変更した。 ○基準定格電流[A]/絶縁電線（EM-IE、HIV）の最小太さ[mm ²] 20以下/2以上 <u>20を超え32以下/3.5以上</u> <u>32を超え40以下/5.5以上</u> <u>40を超え63以下/8以上</u> <u>63を超え75以下/14以上</u> <u>75を超え100以下/22以上</u> <u>100を超え150以下/38以上</u> <u>150を超え225以下/60以上</u> <u>225を超え300以下/100以上</u> <u>300を超え350以下/150以上</u> <u>350を超え400以下/150以上又は100×2以上</u>	標準仕様書に整合 IVの規定値は削除
第 8 節 耐熱形分電盤				
第 9 節 O A 盤				
第 1 0 節 実験盤				

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考	
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第 1 1 節 開閉器箱					
第 1 2 節 制御盤					
P335	1.12.2	構造一般	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>構造は、次によるほか、1.7.2「構造一般」((1)を除く。)による。</p> <p>(7) キャビネットは、外部配線の接続に支障のない大きさとする。</p> <p><u>(1) 制御盤の保護構造は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるほか、次による。</u></p> <p><u>(7) 屋内形は、IP2XC とする。</u></p> <p><u>(4) 屋外形は、IP24C とし、内部に雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造とする。</u></p> <p><u>(2) 充電部と非充電金属体との間及び異極充電部間の絶縁距離は、表1.12.1に示す値以上とする。ただし、絶縁電線と同等以上の性能を有する絶縁処理を施した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>表1.12.1 絶縁距離</u></p> <p><u>(3) 器具類における絶縁距離、制御回路等の絶縁距離は、JIS C 8201-1「低圧開閉装置及び制御装置—第1部：通則」附属書 JA (規定)「定格絶縁電圧が300V以下及び定格電流が100A以下の装置で定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離」による。</u></p>	標準仕様書に整合	
P336 P337	1.12.4	導電部	<p>以下の表を追加した。</p> <p><u>表1.12.2 銅帯の電流密度</u></p> <p><u>表1.12.3 絶縁電線の最小太さ</u></p> <p><u>表1.12.4 導体の配置と色別</u></p> <p><u>表1.12.5 電線の被覆の色</u></p>	標準仕様書に整合	
P339	表1.12.7	200V三相誘導電動機回路の器具容量等	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>○定格出力[kW]／長さ8m以下*1</p> <p>3.7/23.5</p> <p>5.5/25.5</p> <p>11/5-514</p> <p>15/5-514</p> <p>18.5/822</p> <p>22/1422</p>	内線規程に準拠	
P340	表1.12.8	400V三相誘導電動機回路の器具容量等	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>○定格出力[kW]／長さ8m以下*1</p> <p>5.5/23.5</p> <p>7.5/23.5</p> <p>11/25.5</p> <p>15/3-55.5</p> <p>18.5/5-514</p> <p>22/5-514</p> <p>30/5-514</p> <p>37/814</p>	内線規程に準拠	
第 1 3 節 消防防災用制御盤					
第 1 4 節 電気自動車用充電装置					
P347	1.14.7	器具類	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(6) (4) <u>発光ダイオードLED表示灯</u></p>	標準仕様書に整合	
第 1 5 節 電熱装置					
P348	1.15.2	制御盤	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(4) 温度制御装置は、電気式又は電子式とし、温度センサと組合せたものとし、制御方式は二位置制御とする。<u>また、過昇温防止機能を設ける場合は、特記による。</u></p>	標準仕様書に整合	

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
R1版	1.15.4	温度センサ等	以下の項目を削除した。 表1.15.1—温度センサ (1)(イ) 過昇温防止用として使用する温度センサは、所定温度で作動し、温度復旧時に自動復旧する二位置制御素子とする。 なお、作動温度は、発熱線等の耐熱温度未満とする。	標準仕様書に整合	
第16節 雷保護装置					
P348	1.16.2	突針支持管及び取付け金物	以下の字句を変更した。 表1.16.1 突針の支持管 注 * 亜鉛付着量350g/m²膜厚49μm (JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定する HDZ35HDZT49)以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。 (2) 支持管取付け金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定する HDZ35HDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とする。ただし、支持管がアルミ製のものは、アルミニウム合金とすることができる。	JIS改正	
第17節 接地					
第18節 外線材料					
R1版	表1.18.2	地中ケーブル保護材料	以下の規格を削除した。 ポリエチレン被覆鋼管 多孔陶管 硬質塩化ビニル管 防食テープ	標準仕様書に整合	
P350	表1.18.2	地中ケーブル保護材料	以下の字句を追加した。 ○呼称 (図示記号) / 規格 鋼管 (SGP) / JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管 金属管 (G) / JIS C 8305 鋼製電線管 種類：厚鋼電線管 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管 (GOnLL) (GOnLT) / JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管 種類：内外面を被覆した被覆鋼管 種類：外面を被覆し、内面を塗装した被覆鋼管 硬質ビニル管 (VE) / JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管 波付硬質合成樹脂管 (FEP) / JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附属書1 (規定) 波付硬質合成樹脂管	標準仕様書に整合	
第19節 機材の試験					
第2章 施工					
第1節 共通事項					
R1版	2.1.11	延焼防止処置を要する床貫通	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
P360	2.1.12	機器の取付け	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P360	2.1.13	耐震施工	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(61) <u>機器、配管等の耐震支持は、所要の強度を有していない簡易壁（ALCパネル、PCパネル、ブロック等）に支持をしてはならない。</u></p> <p>(2) <u>機器は、地震時の設計用水平震度（以下「水平震度」という。）及び設計用鉛直震度（以下「鉛直震度」という。）に応じた地震力に対し、移動、転倒又は破損しないように、床スラブ、基礎等に固定する。</u></p> <p><u>なお、水平震度及び鉛直震度は、特記による。</u></p> <p>(13) <u>横引き配管等は、次によるほか、地震時の設計用水平震度（以下「水平震度」という。）及び設計用鉛直震度（以下「鉛直震度」という。）に応じた地震力に耐えるよう、表2.1.2により特記によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。</u></p> <p>（以下省略）</p>	標準仕様書に整合	
第2節 金属管配線					
第3節 合成樹脂管配線（PF管、CD管）					
第4節 合成樹脂管配線（硬質ビニル管）					
第5節 金属製可とう電線管配線					
第6節 ライティングダクト配線					
第7節 金属ダクト配線					
第8節 金属線び配線					
第9節 バスダクト配線					
第10節 ケーブル配線					
P373	2.10.4.2	ケーブルの接続	<p>以下の字句を追加した。</p> <p><u>(2) EM-EEケーブル相互の接続は、(1)によるほか、次のいずれかによる。</u></p> <p><u>(2)(イ) ケーブル用ジョイントボックスを用いる方法</u></p> <p><u>(6) EM-アルミCEケーブルを接続する場合は、次による。</u></p> <p><u>(7) EM-アルミCEケーブルと銅（銅の合金を含む。）を使用する電線を接続する場合は、接続部分に電氣的腐食が生じないようにする。</u></p> <p><u>(イ) EM-アルミCEケーブル相互の接続は、専用の接続材を用いて行う。</u></p>	標準仕様書に整合	
R1版	2.10.4.3	保護管等への敷設	<p>以下の項目を削除した。</p> <p><u>(イ) 金属トラフへの敷設は、次による。</u></p>	標準仕様書に整合	
第11節 架空配線					
第12節 地中配線					
P377	2.12.4	管路等の敷設	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(9) <u>地中配線には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて管頂と地表面（舗装のある場合は、舗装下面）のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別を、表示する。</u></p> <p>なお、地中配線に標識シート等を設ける場合は、特記による。</p>	独自内容の修正	
第13節 接地					
P380	表2.13.2	C種又はD種接地工事の接地線の太さ	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>○配線用遮断器等の定格電流／接地線の太さ</p> <p><u>200250A以下／14mm²以上</u></p>	内線規程に準拠	

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考	
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第 1 4 節 電 灯 設 備					
P382	2. 14. 3	機器の取付け及び接続	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(イ) <u>スイッチの取付けは、次による。</u> (7a) <u>タンブラスイッチは、上側又は右側を押したときに閉路となるよう取付ける。ただし、3路又は4路スイッチは除く。</u> (b) <u>表示部のあるリモコンスイッチ等は、点滅する照明器具が分かるよう表示する。ただし、点滅する照明器具が容易に視認できる場合を除く。</u> (5)(イ) <u>埋込形器具は、断熱材等により放熱を妨げることをないうよう取付ける。</u> (エ) <u>分電盤、住宅用分電盤、耐熱形分電盤、OA 盤、実験盤及び開閉器箱の盤類の取付けは、次による。</u> (a) <u>分割して搬入し、組立てる盤類の相互間は、隙間がないようライナ等を用いて水平に固定する。</u> (b) <u>主回路の配線接続部は、締付けの確認を行い、印を付ける。ただし、差込み式端子を用いる場合は除く。</u> <u>なお、主回路の配線接続にボルトを用いる場合は、製造者が規定するトルク値で締付け、規定値であることを確認する。</u> (c) <u>分電盤、OA 盤及び実験盤のキャビネット内の図面ホルダに単線接続図等を収容し、ドアのない構造である場合は、難燃性透明ケース等に収容して具備する。</u> (1) <u>機器の取付けは、質量、防水形等の構造及び取付け場所に適合する方法で取付ける。</u> (2) <u>耐震上必要な場合は、ねじ、ワイヤ等により振止めを施す。</u> (3) <u>質量の大きい機器は、スラブその他構造体に、呼び径9mm以上のつりボルト、ボルト等で取付ける。</u> <u>なお、つりボルト、ボルト等の構造体への取付けは、あらかじめ取付け用インサート、ボルト等を埋込む。ただし、やむを得ない場合は、必要な強度を有するあと施工アンカーを用いる。</u> (4) <u>壁取付けの機器は、取付け面との間に隙間のできないように取付ける。</u></p>	標準仕様書に整合 独自内容の修正	
P382	2. 14. 4	屋外灯	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(1) <u>照明用ポールを建柱する際は、仕上がり地盤等を考慮して掘削し、コンクリート基礎は、平場等の場所では同一レベルとし、植栽等の場所では、地盤から50mm程度高くするの根巻きを設ける。</u> <u>なお、根巻部分には水勾配を確保し、照明用ポールの根元部分には、シリコン樹脂等にてコーキングを施す。</u></p>	独自内容の修正	
第 1 5 節 動 力 設 備					
P383	2. 15. 3	機器の取付け及び接続	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(ア) <u>分割して搬入し、組立てる制御盤の相互間は、隙間がないようライナ等を用いて水平に固定する。</u> (イ) <u>主回路の配線接続部は、締付けの確認を行い、印を付ける。ただし、差込み式端子を用いる場合は除く。</u> <u>なお、主回路の配線接続にボルトを用いる場合は、製造者が規定するトルク値で締付け、規定値であることを確認する。</u> (ウ) <u>三相交流の相は機器は、表 2.1.1 の電線の色別に合わせて、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。</u> (エ) <u>制御盤の図面ホルダには、単線接続図、展開接続図、水中電動機の銘板の写し等を具備する。</u> (イ) <u>制御盤、開閉器箱等は、操作、点検等に支障がないように取付ける。</u> (イ) <u>進相コンデンサを盤外に取付ける場合は、電動機用開閉器又は制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には開閉器又は配線用遮断器等を設けてはならない。</u> (イ) <u>接地を必要とするものは、第13節「接地」による。</u></p>	標準仕様書に整合	
第 1 6 節 電 熱 設 備					

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 1 7 節 雷保護設備				
P384	2. 17. 1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) 本節によるほか、JIS A 4201「建築物等の雷保護」又は JIS Z 9290-1「雷保護—第1部：一般原則」、JIS Z 9290-3「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」及び JIS Z 9290-4「雷保護—第4部：建築物内の電気及び電子システム」並びに関係法令に適合したものとする。 (4) 内部雷保護を行う場合には、受雷部又は引下げ導線と金属製工作物並びに電力及び通信設備との絶縁は、所定の離隔距離を保つものとする。ただし、離隔距離を保つ事が困難な場合は、受雷部等と金属製工作物等に雷等電位ボンディングを施す。	標準仕様書に整合
第 1 8 節 施工の立会い及び試験				
P385	表2. 18. 1	施工の立会い	以下の字句を変更した。 ○立会い時期 屋外灯の位置及び照射角度の決定	独自内容の修正
P391	2. 18. 2	施工の試験	以下の字句を追加した。 ○立会い時期 屋外灯の位置及び照射角度の決定	標準仕様書に整合
第 3 編 受変電設備工事				
第 1 章 機材				
第 1 節 キュービクル式配電盤				
P389	1. 1. 3	キャビネット	以下の字句を変更した。 (2) (ハ) 配電盤を構成する鋼板（溶融亜鉛めっき等の表面処理を施すもの又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板は除く。）の塗装は次による。は、製造者の標準色により塗装を施す。 (a) 鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 ① 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 ② 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (b) 表面見えがかり部分は、製造者の標準色により仕上げる。 (2) (キ) 配電盤を構成する鋼板が、溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板の場合の表面仕上げは、製造者の標準による。 (3) (カ) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に表面処理に応じた防錆補修を施す。	標準仕様書に整合
P395	表1. 1. 23	保護継電器	以下の規格を追加した。 ○種類／規格 高压地絡継電器／JIS C 4612 高压受電用デジタル形地絡継電装置	標準仕様書に整合
P396	1. 1. 5	器具類	以下の字句を変更した。 (19) (7) 照光式表示器 なお、照光表示は、発光ダイオードLEDを用いる。	標準仕様書に整合

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P400	1.1.6	高压機器	以下の字句を変更した。 (8) (ハ) <u>高压引込用気中負荷開閉器（架空引込用）（PAS）は、引込柱に設けるものは腕金に取付けるものとし、次による。</u> (イ) (b) 気中開閉器又は真空開閉器とする。 (8) (ハ) <u>高压引込用気中負荷開閉器（地中引込用）（UAS）は、地中引込みの引込点に設置する高压キャビネット（配電箱）の需要家側で内に取り付ける次による。ものとするほか、過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形の地絡保護装置を附属し、地絡保護装置の制御電源用変圧器を内蔵する。</u> (イ) (a) 気中開閉器又はガス開閉器とする。 (イ) (b) 地絡保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形とし、制御電源用変圧器を内蔵とする。 (イ) (c) ガス開閉器は、ガス圧低下時に、ガス圧低下の表示を行うとともに主回路の開閉状態をそのままにロックするものとする。	標準仕様書に整合	
第2節 高压スイッチギヤ					
P401	1.2.1	一般事項	以下の字句を追加した。 高压スイッチギヤは、本節によるほか、 <u>JIS C 62271-200「定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」又はJEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」とし、特記による。</u>	標準仕様書に整合	
第3節 22／33kV特別高压スイッチギヤ					
第4節 66／77kV特別高压ガス絶縁スイッチギヤ					
第5節 低压スイッチギヤ					
第6節 系統連系保護制御盤					
第7節 特別高压監視制御装置					
第8節 絶縁監視装置					
第9節 機材の試験					
P419	表1.9.1	機器単体の試験	以下の規格を追加した。 ○機器／細目 <u>低压用SPD／JIS C 5381-11「低压サージ防護デバイス—第11部：低压配電システムに接続する低压サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」によるもの</u>	標準仕様書に整合	
P421	表1.9.5	継電器試験	以下の規格を追加した。 ○器具／試験項目 <u>デジタル形地絡継電装置／JIS C 4612「高压受電用デジタル形地絡継電装置」による受渡試験の試験条件における動作値（電流値、電圧値及び動作位相角）及び動作時間を測定する。</u>	標準仕様書に整合	
第2章 施工					
第1節 据付け					
第2節 配線					
第3節 施工の立会い及び試験					
第4編 電力貯蔵設備工事					
第1章 総則					
第2章 機材					

項目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第1節 直流電源装置				
P427	2.1.3	キャビネット	以下の字句を変更した。 (ハ) 配電盤を構成する鋼板（溶融亜鉛めっき等の表面処理を施すもの又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板は除く。）の塗装は、次による。製造者の標準色により塗装を施す。 (a) 鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 ① 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 ② 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (b) 塗料の種別及び塗り回数は、製造者の標準とする。 (c) 表面見えがかり部分は、製造者の標準色により仕上げる。 (キ) 配電盤を構成する鋼板が、溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐食性を有する鋼板及びステンレス鋼板の場合の表面仕上げは、製造者の標準による。	標準仕様書に整合
P430	表2.1.7	蓄電池の規格	以下の規格を追加、削除した。 ○規格 JIS C 8712 ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性 JIS C 62133-1 ポータブル機器用二次電池の安全性—第1部：アルカリ蓄電池 JIS C 62133-2 ポータブル機器用二次電池の安全性—第2部：リチウム二次電池	標準仕様書に整合
第2節 交流無停電電源装置（UPS）				
第3節 電力平準化用蓄電装置				
P439	表2.3.1	蓄電池の規格	以下の規格を追加、削除した。 ○規格 JIS C 8712 ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性 JIS C 62133-2 ポータブル機器用二次電池の安全性—第2部：リチウム二次電池	標準仕様書に整合
第4節 分散電源エネルギーマネジメントシステム				
第5節 機材の試験				
第3章 施工				
第1節 据付け				
第2節 配線				
第3節 施工の立会い及び試験				
第5編 発電設備工事				
第1章 機材				
第1節 ディーゼルエンジン発電装置				
P452	1.1.4.5	部品等	以下の字句を変更した。 (イ)(c) プライミングを必要とする原動機方法は、原動機に適合する次のいずれかの製造者の標準とする。 ① 定期的プライミング ② 始動に先立つプライミング	標準仕様書に整合
P456	1.1.6.3	ラジエータ、冷却塔等	以下の字句を変更した。 (エ) 冷却水は、次によJIS K 2234「不凍液」による2種LLCを水道水で希釈したものとする。ただし、放流冷却式の場合は、水道水とする。 (a) 冷却水は、特記がなければ水道水とする。 (b) 冷却水が凍結するおそれのある場合は、冷却水に不凍液を混合する。	標準仕様書に整合

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P457	1.1.6.4	主燃料タンク等	以下の字句を追加した。 (d) 燃料油配管等から配管用ピット等に漏れた燃料油を検知する漏油検知装置は、検出器、センサ等により構成され、特記により設けるものとし、次による。 (a) 検出器は、発電装置に内蔵又は取付け場所に適したキャビネットに収容するものとし、センサからの信号を受けて漏油を判定し、接点出力するものとする。 (b) センサは、ケーブル形状のものとし、油が付着した場合に検出器へ信号を送出する。	標準仕様書に整合	
第2節 ガスエンジン発電装置					
第3節 ガスタービン発電装置					
P464	1.3.2	構造一般	以下の字句を変更した。 構造エンクロージャ式又はキュービクル式とする場合は、次によるほか、1.1.2「構造一般」(1)及び(2)による。 (ア) 発電機、原動機等を外箱内に収納し、外箱の周囲1mにおける運転音は、特記がなければ、90dB(A)以下とする。 (イ) 外箱の材料は、鋼板とする。 (ウ) 鋼板の標準厚さは、屋内用は1.6mm以上、屋外用は2.3mm以上とする。	標準仕様書に整合	
P465	1.3.4.5	部品等	以下の字句を変更した。 (ア)(c) プライミングを必要とする原動機方法は、原動機に適合する次のいずれかの製造者の標準とする。 ① 定期的プライミング ② 始動に先立つプライミング	標準仕様書に整合	
第4節 マイクロガスタービン発電装置					
P468	1.4.2	構造一般	以下の字句を変更した。 (ア) 外箱は、次による。内に収納し、外箱の周囲1mにおける運転音は、特記がなければ、70dB(A)以下とする。	標準仕様書に整合	
第5節 燃料電池発電装置					
P471	表1.5.1	りん酸形燃料電池の規格	以下の規格を追加、削除した。 ○規格 JIS C 8801 りん酸形燃料電池発電システム通則 JIS C 62282-3-100 燃料電池技術—第3-100部：定置用燃料電池発電システム—安全性 JIS C 62282-3-200 燃料電池技術—第3-200部：定置用燃料電池発電システム—性能試験方法 JIS C 62282-3-300 燃料電池技術—第3-300部：定置用燃料電池発電システム—設置要件	標準仕様書に整合	
第6節 熱併給発電装置（コージェネレーション装置）					

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考	
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第 7 節 太陽光発電装置					
P475	表1.7.1	太陽電池モジュールの規格	<p>以下の規格を追加、削除した。</p> <p>○規格 JIS C 8990 地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び形式認証のための要求事項 JIS C 8991 地上設置の薄膜太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び形式認証のための要求事項 JIS C 8992-1 太陽電池モジュールの安全適格性確認-第1部：構造に関する要求事項 JIS C 8992-2 太陽電池モジュールの安全適格性確認-第2部：試験に関する要求事項 JIS C 8993 太陽電池 (PV) モジュール用火災試験方法 JIS C 61215-1 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証-第1部：試験要求事項 JIS C 61215-1-1 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証-第1-1部：結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 JIS C 61215-1-3 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証-第1-3部：薄膜非晶質系シリコン太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 JIS C 61215-1-4 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証-第1-4部：薄膜 CIS 系太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 JIS C 61215-2 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証-第2部：試験方法 JIS C 61730-1 太陽電池 (PV) モジュールの安全適格性確認-第1部：構造に関する要求事項 JIS C 61730-2 太陽電池 (PV) モジュールの安全適格性確認-第2部：試験に関する要求事項</p>	標準仕様書に整合	
P476	1.7.3	接続箱	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(イ) 低圧PV直流用SPDは、特記により設けるものとし、内蔵又は附属する場合は、次によるほか、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。</p> <p>(c) 低圧PV直流用SPDクラスⅡ (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅡ試験によるもの) の性能は、特記がなければ、表1.7.2による。</p> <p>(d) PV直流用SPDクラスⅠ (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅠ試験によるもの) の性能は、特記による。</p> <p>(e) SPD分離器は、設置箇所における短絡電流を遮断できるものとする。</p> <p>なお、遮断機能は、SPD本体に内蔵することができる。</p>	標準仕様書に整合	
P477	1.7.4	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(イ) 低圧PV直流用SPDは、特記により設けるものとし、内蔵又は附属する場合は、次によるほか、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。</p> <p>(c) 低圧PV直流用SPDクラスⅡ (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅡ試験によるもの) の性能は、特記がなければ、表1.7.2による。</p> <p>(d) PV直流用SPDクラスⅠ (JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅠ試験によるもの) の性能は、特記による。</p> <p>(e) SPD分離器は、設置箇所における短絡電流を遮断できるものとする。</p> <p>なお、遮断機能は、SPD本体に内蔵することができる。</p>	標準仕様書に整合	

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P478	1.7.7	表示	以下の字句を変更した。 (1) 太陽電池モジュールには、次の事項を表示する。 公称最大出力動作システム電圧[V] 公称最大出力動作電流[A] (3) パワーコンディショナには、本体に次の事項を表示する。 定格出力電流[A] 定格力率	標準仕様書に整合	
第8節 風力発電装置					
第9節 小出力発電装置					
P481	表1.9.1	小形燃料電池 発電装置の規 格	以下の規格を追加、削除した。 ○規格 JIS C 8821-小形固体高分子形燃料電池システム通則 JIS C 8822-小形固体高分子形燃料電池システムの安全基準 JIS C 8823-小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び 性能試験方法 JIS C 8841-1-小形固体酸化物形燃料電池システム-第1部：通 則 JIS C 8841-2-小形固体酸化物形燃料電池システム-第2部：安 全基準及び安全性試験方法 JIS C 8841-3-小形固体酸化物形燃料電池システム-第3部：性 能試験方法及び環境試験方法 JIS C 62282-3-100 燃料電池技術-第3-100部：定置用燃料電 池発電システム-安全性 JIS C 62282-3-201 燃料電池技術-第3-201部：定置用燃料電 池発電システム-小形定置用燃料電池発電システムの性能試験 方法 JIS C 62282-3-300 燃料電池技術-第3-300部：定置用燃料電 池発電システム-設置要件	標準仕様書に整合	
第10節 機材の試験					
P486	表1.10.4	燃料電池発電 装置の試験	以下の規格を追加、削除した。 ○試験内容 JIS C 8801「 りん酸形燃料電池発電システム通則 」による。 JIS C 62282-3-100「 燃料電池技術-第3-100部：定置用燃料 電池発電システム-安全性 」、JIS C 62282-3-200「 燃料電池 技術-第3-200部：定置用燃料電池発電システム-性能試験方 法 」及び JIS C 62282-3-300「 燃料電池技術-第3-300部：定 置用燃料電池発電システム-設置要件 」による。	標準仕様書に整合	

項目		主 な 改 定 内 容		備 考	
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
P487	表1.10.5	太陽光発電装置の試験	<p>以下の規格を追加、削除した。</p> <p>○試験内容 <u>JIS C 8990「地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び形式認証のための要求事項」</u> <u>JIS C 8991「地上設置の薄膜太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び形式認証のための要求事項」</u> <u>JIS C 61215- 1「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第1部：試験要求事項」、JIS C 61215-1-1「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第1-1部：結晶シリコン太陽電池 (PV)モジュールの試験に関する特別要求事項」及びJIS C 61215-2「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第2部：試験方法」</u> <u>JIS C 61215- 1「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第1部：試験要求事項」、JIS C 61215- 1-3「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第1-3部：薄膜非晶質系シリコン太陽電池 (PV)モジュールの試験に関する特別要求事項」、JIS C 61215-1-4「地上設置の太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証—第1-4部：薄膜CIS系太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項」及びJIS C 61215-2「地上設置の太陽電池 (PV)モジュール設計適格性確認及び型式認証—第2部：試験方法」</u></p> <p>以下の項目を追加した。</p> <p>○機器／試験内容 <u>PV直流用SPD/JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス—第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」</u>によるものとし、各種類及び定格について1個以上試験する。</p>	標準仕様書に整合	
P489	表1.10.7	小出力発電装置の試験	<p>以下の規格を追加、削除した。</p> <p>○試験内容 <u>JIS C 8801「りん酸形燃料電池発電システム通則」</u>による。固体高分子形のは、<u>JIS C 8822「小形固体高分子形燃料電池システムの安全基準」</u>及び<u>JIS C 8823「小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法」</u>による。固体酸化物形のは、<u>JIS C 8841-1「小形固体酸化物形燃料電池システム—第1部：通則」、JIS C 8841-2「小形固体酸化物形燃料電池システム—第2部：安全基準及び安全性試験方法」</u>及び<u>JIS C 8841-3「小形固体酸化物形燃料電池システム—第3部：性能試験方法及び環境試験方法」</u>による。 <u>JIS C 62282-3-100「燃料電池技術—第3-100部：定置用燃料電池発電システム—安全性」、JIS C 62282-3-201「燃料電池技術—第3-201部：定置用燃料電池発電システム—小形定置用燃料電池発電システムの性能試験方法」</u>及び <u>JIS C 62282-3-300「燃料電池技術—第3-300部：定置用燃料電池発電システム—設置要件」</u>による。</p>	標準仕様書に整合	
第 2 章 施 工					
第 1 節 ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け					
P493	2.1.7.2	燃料系統配管	<p>以下の字句を追加した。</p> <p><u>(4) (a) 管の接合は、ピット内又は露出部分で行い、接合方法は、表2.1.4による。</u></p> <p><u>表2.1.4 燃料ガス配管の接合方法</u> (表は省略)</p>	標準仕様書に整合	
第 2 節 燃料電池発電設備の据付け					
第 3 節 熱供給発電設備（コージェネレーション設備）の据付け					
第 4 節 太陽光発電設備の据付け					
第 5 節 風力発電設備の据付け					
第 6 節 小出力発電設備の据付け					

項目		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第7節 施工の立会い及び試験					
P498	表2.7.3	施工の試験	以下の規格を追加、削除した。 ○試験内容 JIS C 8801「りん酸形燃料電池発電システム通則」による。 JIS C 62282-3-100「燃料電池技術—第3-100部：定置用燃料電池発電システム—安全性」、JIS C 62282-3-200「燃料電池技術—第3-200部：定置用燃料電池発電システム—性能試験方法」及びJIS C 62282-3-300「燃料電池技術—第3-300部：定置用燃料電池発電システム—設置要件」による。	標準仕様書に整合	
第6編 通信・情報設備工事					
第1章 機材					
第1節 電線類					
R1版	表1.1.1	電線類	以下の規格を削除した。 屋内通信線(TIVF)(TIEV)- 屋外通信線(TOEV-SS)- 構内ケーブル(TKEV)- ボタン電話ケーブル(BTIEV)- 電子ボタン電話用ケーブル(EBT)- FCPEVケーブル(FCPEV)- 警報用ケーブル(AE)- 同軸ケーブル(5C-2V)(7C-2V)- 同軸ケーブル(S-5C-FB)(S-7C-FB)- マイクロホンコード(MVVS)-	標準仕様書に整合	
P501	表1.1.1	電線類	以下の字句を変更した。 ○呼称(図示記号)／規格(記号) EM-光ファイバケーブル(EM-OP-OM1,OM2,OM3,OM4)(EM-OP-OS1,OS2)／JIS X 5150-1 JCS 5505 汎用情報配線設備—第1部：一般要件 環境配慮形光ファイバケーブル 種類：環境配慮形耐燃性光ファイバケーブル(ECO-OP/F)	標準仕様書に整合	
第2節 電線保護物類					
第3節 配線器具					
P502	1.3.1	モジュラコネクタ	以下の字句を変更した。 EM-UTPケーブルに接続される通信用プラグユニットモジュラコネクタは、JIS X 5150-1「 構内汎用情報配線システム設備—第1部：一般要件 」の接続器具に関する要件を満足する8極モジュラプラグとする。	標準仕様書に整合	
P502	1.3.5	LAN用コンセント	以下の字句を変更した。 LAN用コンセントは、JIS X 5150-1「 構内汎用情報配線システム設備—第1部：一般要件 」の接続器具に関する要件(カテゴリー5)を満足する8極8心用モジュラジャックとする。	独自内容の修正	
第4節 端子盤・機器収納ラック等					
P503	1.4.2	端子盤等	以下の字句を変更した。 (1)(イ)(i) 鋼板製キャビネット(溶融亜鉛めっき等の表面処理を施す又は同等以上の耐食性を有する鋼板製のものとステンレス鋼板製のものを除く。)の塗装は、次による製造者の標準色により塗装を施す。 ① 鋼板の前処理は、次のいずれかによる。 ② 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 ③ 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 ④ 表面見えがかり部分は、製造者の標準色により仕上げる。	標準仕様書に整合	

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P504 P505	1.4.4	端子類	以下の字句を変更した。 (3)(7) JIS X 5150-1「 構内汎用情報配線システム設備 第1部：一般要件」の接続器具に関する要件を満足するものとする。 (4)(4) JIS X 5150-1「 構内汎用情報配線システム設備 第1部：一般要件」の光ファイバ接続器具に関する要件を満足するものとする。	独自内容の修正	
P505 P506	1.4.5	通信用SPD	以下の字句を変更した。 (4) 通信用SPDカテゴリC2の被保護機器 の用途別性能は、表1.4.5による。 表1.4.5 通信用SPD カテゴリC2 の用途別性能 (表は省略) (4) 通信用SPDカテゴリD1の性能は、特記による。	標準仕様書に整合	
第5節 構内情報通信網装置					
P507	表1.5.3	広域網 (WAN) インタフェース	以下の項目を変更、削除した。 ○インタフェース種別 ATM 広域イーサネット(10BASE-T) (100BASE-TX)	標準仕様書に整合	
P508	1.5.1	一般事項	以下の字句を追加した。 (16) 時刻同期装置は、特記により設けるものとし、1.7.4.4「時刻同期装置」による。	標準仕様書に整合	
P510	1.5.6	統合脅威管理 (UTM)	以下の字句を追加した。 UTMは、外部からの攻撃からシステムを守るために複数の機能を統合したものとし、 基本機能は、表1.5.7によるほか、各種機能は、特記による。 表1.5.7 UTMの基本機能 (表は省略)	標準仕様書に整合	
P510	1.5.8	機器収納ラック	以下の字句を変更した。 (エ) ラック内には、 単線接続図等 を収容する図面ホルダを設ける。 ただし、露出形でドアのない構造のものは、難燃性透明ケース等を添付する。	独自内容の修正	
第6節 構内交換装置					
第7節 情報表示装置					
P515	1.7.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (7) 外箱を構成する鋼板の表面見えがかり部分の 仕上げは、製造者の標準色により仕上げとする。 なお、鋼板の前処理は、次のいずれかによる。 (7) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 (4) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。	標準仕様書に整合	
R1版	1.7.2	マルチサイン装置	以下の項目を削除した。 (3) LED表示盤は、次による。 (以下省略)	標準仕様書に整合	
第8節 映像・音響装置					
R1版	1.8.1	一般事項	以下の表を削除した。 表1.8.1 映像信号の接続条件 表1.8.2 映像信号の接続条件 (S映像信号の場合) 表1.8.4 映像信号の接続条件 (コンポーネント映像信号の場合)	標準仕様書に整合	
第9節 拡声装置					

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 1 0 節 誘導支援装置				
P525	1. 10. 3	インターホン	以下の字句を変更した。 (4) 玄関子機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるIPX3 以上 とする。	独自内容の修正
P526	1. 10. 6	トイレ等呼出装置	以下の字句を追加した。 (7) 呼出表示灯は、次による。 (a) 呼出確認ができるものとする。 (b) プザー付呼出表示灯を設ける場合は、特記による。	標準仕様書に整合
P526	1. 10. 7	受付呼出装置	以下の字句を変更した。 (7) 表示盤は、表示窓に 発光ダイオード等LED で、待ち人数、 呼出し番号等 を表示する。	標準仕様書に整合
P527	1. 10. 11	インターホンオートロック装置	以下の字句を変更した。 (5)(エ) 屋外に設置する 集合玄関機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるIPX3 以上 とする。	独自内容の修正
R1版	1. 10. 13	電気制御式宅配ボックス装置	以下の項目を削除した。 (1) 住棟内の共用部分 (エントランス等) に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える、共用型の電気制御式宅配ボックスについて適用する。	独自内容の修正
第 1 1 節 テレビ共同受信装置				
P527	1. 11. 2	機器	以下の字句を変更した。 (7) 混合 (分波) 器、分岐器、分配器及び増幅器の入出力接栓は、 F形型 接栓とし、屋外に用いるものは、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるIPX 34 とする。 (7) テレビ端子 及び直列ユニット は、CS・BS・UHF・FM共用形とする。	標準仕様書に整合
P527	1. 11. 3	アンテナ及びアンテナマスト	以下の字句を変更した。 (1) アンテナの給電部は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるIPX 34 とする。 表1. 11. 1 アンテナマスト 注 * 亜鉛 付着量350g/m²膜厚49μm (JIS H 8641「熔融亜鉛めっき」に規定する HDZ35HDZT49) 以上の熔融亜鉛めっきを施したものとする。 (3) 支持金具等は、亜鉛 付着量350g/m²膜厚49μm (JIS H 8641「熔融亜鉛めっき」に規定する HDZ35HDZT49) 以上の熔融亜鉛めっきを施した鋼材又はステンレス鋼とする。	標準仕様書に整合 JIS改正
第 1 2 節 テレビ電波障害防除装置				
P528	1. 12. 1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) テレビ電波障害防除装置は、機器 (分岐器、分配器等)、ヘッドエンド、機器収容箱等により構成し、テレビ放送の同時 再送信放送 を行うものとする。	標準仕様書に整合
P528	1. 12. 2	機器	以下の字句を変更した。 (7) 保安器、分波器、分岐器、分配器及び増幅器の入出力接栓は、 F形型 接栓又はフィッティングコネクタとし、屋外に用いるものは、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」によるIPX 34 とする。	標準仕様書に整合

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 1 3 節 監視カメラ装置				
P528 P529	1. 13. 1	一般事項	以下の字句を変更、追加した。 (2) 伝送方式は、 アナログ伝送方式 、ネットワーク伝送方式、 デジタル同軸伝送方式 又はこれらを併用したものとし、その区分は、特記による。 (7) アナログ伝送方式の映像信号は、NTSC方式とし、走査方式は2:1インターレース、走査線数は525本、レベルは1V(p-p)、インピーダンスは75Ωとする。 (2) (4) (a) 伝送信号がアナログ映像信号の場合は、アナログHD方式とする。	標準仕様書に整合
P529	1. 13. 2	カメラ	以下の字句を変更した。 (4) フリッカ補正機能及び逆光補正機能を有するものとする。 表1. 13. 1 カメラの性能 ○画質／解像度／最低被写体照度* 標準SD／640720×240480以上／30. 11x以下 HD／1, 280×720以上／20. 11x以下 フルHD／1, 920×1, 080以上／20. 51x以下 備考 解像度が2, 560×1, 440以上の場合は、最低被写体照度を2. 01x以下とする。 注 * 最低被写体照度は、カラーの場合を示す。	標準仕様書に整合 独自内容の修正
R1版	表1. 13. 1 表1. 13. 3	カメラの性能 カメラの性能	左記の表を削除した。	独自内容の修正
R1版	1. 13. 4	録画装置	以下の字句を削除した。 (1) デジタル記憶媒体の性能は、次による。 (以下省略)	独自内容の修正
P529 P530	1. 13. 4	録画装置	以下の字句を変更、追加した。 (3) 入力電源が遮断された状態で、設定条件が16872時間以上保持できるものとする。 (6) (エ) NTSC方式の映像信号を取込む場合は、特記による。 (7) 構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能は、特記による。	標準仕様書に整合
R1版	1. 13. 5	その他の機器	以下の字句を削除した。 (4) アナログ伝送方式における機器は、次による。 (以下省略)	標準仕様書に整合
第 1 4 節 駐車場管制装置				
第 1 5 節 防犯・入退室管理装置				
第 1 6 節 自動火災報知装置				
P534	1. 16. 1	一般事項	以下の字句を変更、削除した。 (7) 機器を収容するキャビネット等の外箱を構成する鋼板の表面見えがかり部分の仕上げは、次によ製造者の標準色とする。 (7) 外箱を構成する鋼板（溶融亜鉛めっき等の表面処理を施すものを除く。）の前処理は、次のいずれかとする。 (a) 鋼板は、加工後に脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。 (b) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (4) 仕上げ色は、製造者の標準色とする。	標準仕様書に整合
P536	1. 16. 15	その他の機器	以下の字句を変更した。 (21) 24V用消火栓表示灯等には、 発光ダイオードLED を用い、表示灯のグローブ、枠等に合成樹脂製のものを使用する場合は、自己消火性の材質とする。	標準仕様書に整合

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 1 7 節 自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）				
第 1 8 節 非常警報装置				
第 1 9 節 ガス漏れ火災警報装置				
第 2 0 節 外線材料				
P540	1. 20. 1	電柱	以下の字句を変更した。 (2) 鋼管柱の材質は、JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」の STK400、STK490又はSTK500に粉体塗装又は樹脂系被覆を施し、耐候性を有するものとする。 なお、粉体塗装の場合は、亜鉛付着量350g/m ² 膜厚49μm（JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ35HDZT49）以上の溶融亜鉛めっきを施した後に、第1編2. 7. 1「一般事項」(4) (7)による素地ごしらせ塗装を施す。	標準仕様書に整合 独自内容の修正 JIS改正
第 2 1 節 機材の試験				
R1版	1. 21. 1	試験	以下の字句を削除した。 表1. 21. 13 誘導支援装置の試験 注 *2 インターホンオートロック装置は、設計図書（システム図、機器姿図、系統図、平面図等）を監督職員に提出し、承諾を受ける。	独自内容の修正
第 2 章 施工				
第 1 節 共通事項				
P548	2. 1. 1	電線の接続	以下の字句を変更した。 (7) EM-同軸ケーブル、 同軸ケーブル 等の相互接続及び端末は、 P形 P型接栓を使用する。	標準仕様書に整合
P549	<u>2. 1. 11</u>	<u>機器の取付け</u>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合
第 2 節 金属管配線				
P550	表2. 2. 1	隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分	以下の字句を変更した。 ○用途 壁掛形 子時計及びスピーカ	独自内容の修正
R1版	表2. 2. 1	隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分	以下の項目を削除した。 ○用途 壁掛形 表示器 押しボタンスイッチ	独自内容の修正
第 3 節 合成樹脂管配線（P F 管，C D 管及び硬質ビニル管）				
第 4 節 金属製可とう電線管配線				
第 5 節 金属ダクト配線				
第 6 節 金属線び配線				
第 7 節 ケーブル配線（光ファイバケーブルを除く。）				
第 8 節 光ファイバケーブル配線				
第 9 節 床上配線				
第 1 0 節 架空配線				
第 1 1 節 地中配線				

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P557	2. 11. 3	管路等の敷設	以下の字句を変更した。 (2) 地中配線 には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて管頂と地表面（舗装のある場合は、舗装下面）のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途を表示する。 なお、地中配線に標識シート等を設ける場合は、特記による。	独自内容の修正	
第12節 接地					
第13節 構内情報通信網設備					
第14節 構内交換設備					
第15節 情報表示設備					
第16節 映像・音響設備					
第17節 拡声設備					
第18節 誘導支援設備					
第19節 テレビ共同受信設備					
第20節 テレビ電波障害防除設備					
第21節 監視カメラ設備					
第22節 駐車場管制設備					
第23節 防犯・入退室管理設備					
第24節 自動火災報知設備					
P562	2. 24. 2	機器の取付け	以下の字句を変更した。 (5) (オ) 空気管は、暖房用配管、暖冷房用 給気吹出口 、その他の発熱体から 原則として0.3m以上離してと接しないように 敷設する。 (6) (オ) 熱電対は、暖房用配管、暖冷房用 給気吹出口 、その他の発熱体から 原則として0.3m以上離してと接しないように 敷設する。	標準仕様書に整合	
第25節 自動閉鎖設備（自動閉鎖機構）					
第26節 非常警報設備					
第27節 ガス漏れ火災警報設備					
第28節 施工の立会い及び試験					
P566	表2. 28. 5	構内情報通信網設備の試験	以下の字句を変更、追加した。 ○試験種類／試験内容／試験数量 パケット送受信機能／ 幹線用スイッチ（コアスイッチ）からスイッチ間において、IPパケット*（原則としてデータ長64Byte）を連続して送信し、相手先で確実に受信できること ／特記による。 パケット送受信機能／ スイッチから通信コネクタ又は無線LANのアクセスポイント間において、IPパケット*を連続して送信し、受信できること ／特記による。	独自内容の修正	
第7編 中央監視制御設備工事					
第1章 機材					
第1節 共通事項					
第2節 警報盤					
P569	1. 2. 4	器具類	以下の字句を変更した。 (3) 表示窓には、アクリル樹脂等の材料を使用して、警報、表示の種別を示す文字、記号を刻記又は印刷する。また、光源は 発光ダイオードLED とする。	標準仕様書に整合	

項 目		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 3 節 簡易形監視制御装置				
P570 P573	1. 3. 1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) 簡易形監視制御装置は、監視操作装置、信号処理装置、記録装置、電源装置等の全部又は一部により構成し、 <u>各装置の全部又は大部分を一体形とし、機器の監視制御を行う。ただし、各装置の一部又は全部を一体とすることができる。</u> 以下の字句を追加した。 (3) <u>通信用SPDは、特記により設けるものとし、第6編1.4.5「通信用SPD」による。</u>	標準仕様書に整合
P570 P573	表1. 3. 1	監視制御装置の機能	以下の字句を変更した。 ○名称/機能 オペレーションガイダンス/ <u>異常事態発生時に、平常時の機器及びシステムの操作、運転手順並びに等、異常発生時にはの</u> 対処方法、緊急連絡先等を表示装置上に表示する。 以下の字句を追加した。 ○名称/機能 <u>アカウント管理機能/システムにアクセスする使用者の管理(登録、削除、操作権限の設定等)を行う。使用者の管理は、権限を与えられた者のみが行えるようにする。また、暗証番号、生体認証等により、システムにアクセスする使用者の認証を行う。</u> <u>操作履歴機能/システム内の各種操作(ログイン/ログアウト、発停、設定等)履歴とともに、操作時刻及び使用者の情報を表示及び記録する。</u>	標準仕様書に整合
P574	1. 3. 4	記録装置	以下の字句を変更した。 (1) <u>簡易型監視制御装置に内蔵される雑印字装置の用紙幅は、製造者の標準とする。</u> (2) <u>帳票用印字装置は、特記による。</u> <u>印字装置は、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとし、印字方式は、特記による。ただし、簡易型監視制御装置に内蔵される印字装置は、製造者の標準とする。</u> <u>なお、印字方式は、次による。</u> (7) <u>インクジェット方式は、次による。</u> (a) <u>インクのカートリッジは、色ごとに交換可能なものとする。</u> (b) <u>インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できるものとする。</u> (1) <u>電子写真方式は、次による。</u> (a) <u>レーザー方式又はLED方式とする。</u> (b) <u>用紙カセットにより自動給紙が可能なものとする。</u>	標準仕様書に整合
第 4 節 監視制御装置				
P575	1. 4. 1	一般事項	以下の字句を追加した。 (3) <u>通信用SPDは、特記により設けるものとし、第6編1.4.5「通信用SPD」による。</u>	標準仕様書に整合
P575	1. 4. 2	監視操作装置	以下の字句を追加した。 (4) <u>表示装置は、グラフィックパネル又は液晶ディスプレイとし、各種設備機器の単線接続図、配管・ダクト系統図等を分かりやすく図形により表示するほか、監視制御対象の機器の状態、発停、計測値等の表示を行うものとし、次による。</u> (a) <u>グラフィックパネルは、次による。</u>	標準仕様書に整合

項 目			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P575	1.4.4	記録装置	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(1) 印字装置は、<u>メッセージ印字、帳票用印字等を行うものとするほか</u>、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとし、印字方式は、特記による。</p> <p>なお、印字方式は、<u>次1.3.4「記録装置」(7)及び(4)</u>による。</p> <p>(7) <u>インクジェット式は、次による。</u></p> <p>(a) <u>インクのカートリッジは、色ごとに交換可能なものとする。</u></p> <p>(b) <u>インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できるものとする。</u></p> <p>(4) <u>写真式の場合は、次による。</u></p> <p>(a) <u>印字方式は、レーザー式又はLED式とする。</u></p> <p>(b) <u>用紙カセットにより自動給紙が可能なものとする。</u></p> <p>(2) <u>雑印字装置は、A4判以上の単票に文字、記号等により機器の動作、故障等を記録するものとし、製造者の標準とする。</u></p>	標準仕様書に整合	
第5節 機材の試験					
P576	1.5.1	試験	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(5) <u>通信用SPDの試験は、第6編1.21.1「試験」(1)(4)による。</u></p>	標準仕様書に整合	
第2章 施工					
第1節 据付け					
第2節 配線					
第3節 施工の立会い及び試験					

3. 機械編

公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）【機械編】 主な改定内容一覧

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
全般					
—	—	各編共通	官庁営繕「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」（以下、標準仕様書）に合わせて改定した項目については、令和4年度版公住仕改定対比表を参照。	標準仕様書改定と整合	
第1編 一般共通事項					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P 581	1.1.1	適用	青字（公住仕独自）→黒字（標準仕様書と共通）に一部改定	標準仕様書との共通部分の明確化	
P 591	1.7.3	保守に関する資料	(3) 取扱い説明書を備える住戸内機器 浴槽蓋 → 浴槽ふた に改定 ガスコック → <u>ガス栓</u> に改定	「ふた」に名称統一 「栓」に名称統一	
第2編 共通工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
	2.1.2	管及び継手			
P 600	2.1.2.1	冷温水及び冷却水用	(ア) 冷温水及び冷却水管の規格は、表 2.2.1 によるものとし、管材は特記による。 なお、住棟セントラル暖房方式は本項による。	住棟セントラル暖房方式は、新規採用事例が少ないため削除し特記対応とする	
P 604	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表 2.2.6 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管 JIS G 5526 ダクタイル鋳鉄管 JIS G 5527 ダクタイル鋳鉄異形管 JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管 JWWA G 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管 JWWA G 121 水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管	標準仕様書から鋳鉄管が削除されたが、公住仕からの削除は時期尚早と判断し、今回の改定では削除見送り（改定なし）	
P 605	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表 2.2.7 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管の継手注) 2. 鋼管及び外面被覆鋼管継手の JIS B 2311 <u>で PY400 のもの</u> 、JIS B 2312及びJIS B 2313は、JPF SP 011（鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手）による亜鉛めっきを施したものとする。	JIS B 2311 PY400 は採用事例がないため削除	
P 609	2.1.2.6	排水及び通気用	表 2.2.8 排水及び通気管 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 FS-VP <u>JIS K 6741 と寸法、性能が同等で国土交通大臣認定のもの</u>	FS-VPは商標のため削除し、大臣認定を追記	
P 609	2.1.2.6	排水及び通気用	(ウ) ルームエアコンディショナのドレン管は次による。 (b) ドレンホース及びドレン排水用レールは、耐久性、耐候性に優れた樹脂製とし、 製造者の標準品 とする。	「ドレン排水用レール」は設備工事ではないため削除 「製造者の標準品」を削除	
P 610	2.2.1	一般用弁及び栓	(フ) 給水用の電磁弁は、 JIS B 8471（水用電磁弁）によるもので、直動形又はパイロット形でコイル部が交換可能な構造とし、水撃緩和機能を有したものとする。	JIS B 8471（水用電磁弁）の適用範囲は、工業用水の電磁弁と定義されており、給水用とは合致しないため削除	

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
P 616	2.2.12	絶縁継手	<p>2.2.12.1 異種金属接触防止用 (1) 異種金属接触防止継手の設置箇所及び仕様は、2.5.16「異種管の接合」によるほか、特記による。</p> <p>2.2.12.2 コンクリート/土壌マクロセル腐食防止用建物導入部に使用するマクロセル腐食防止用の絶縁継手は、継手の絶縁部有効長さが500mmかつ呼び径の10倍以上とする。</p>	異種金属接触防止用の絶縁接手と、マクロセル腐食防止用の絶縁接手は、使用目的（腐食の原理）、使用箇所、仕様・規格などが異なるので、区別して記載	
P 619	2.2.30	防食材	<p>表 2.2.13 防食材料 ポリエチレンスリーブ JWWA K 158「水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ」（厚さ0.2mm）のものとする。</p>	2.7.3（防食処理）（4）に記載されているので、防食材料として追加	
P 619	2.2.31	雑材料	(ア) …… なお、管支持材に組み込む防振ゴムは、JIS K 6386「防振ゴム—ゴム材料の区分」によるクロロプレンゴム（硬度 50～55）又はエチレンプロピレンゴム（EPDM）とする。	標準品としてEPDMを使用しているメーカーがあり、耐候性に優れるため追加	
P 643	2.9.6	追焚配管及び浴槽	<p>(1) 追焚配管は配管完了後、水圧試験又は空気圧試験を実施し、その試験成績書を監督職員に提出する。 なお、試験圧力は0.15MPaとし、水圧試験の保持時間は30分以上、空気圧試験の保持時間は15分以上とする。</p>	追焚配管に空気圧試験を追加	
P 653	3.1.4	空気調和設備工事の保温	(2) 表 冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ	標準仕様書は「液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。」（2編2.1.2.4）が削除され液管の最低保温厚10mmとなったが、公住仕でのルームエアコン用としては8mmのままとする	
第3編 空気調和設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P 727	1.16.1	一般事項	(1) この節は、住宅に設置する暖房設備のうち、主に住戸セントラル暖房方式、 住棟セントラル暖房方式 及びルームエアコンディショナについて適用する。	住棟セントラル暖房を削除	
—	(旧) 1.16.3	住棟セントラル暖房方式	住棟セントラル暖房方式は特記による。	住棟セントラル暖房を削除	
P 736	2.1.25	ルームエアコンディショナの設置	……なお、防振ゴムによる場合は、JIS K 6386「防振ゴム—ゴム材料の区分」によるクロロプレンゴム（硬度 50～60）又はエチレンプロピレンゴム（EPDM）とする。	標準品としてEPDMを使用しているメーカーがあり、耐候性に優れるため追加	
P 736	2.1.26	換気扇類の据付け及び取付け	(ア) 換気扇類は、原則としてスラブ下面からの吊り金具に防振を考慮して取付ける。	上階のスラブ下面が高い場合があるため「原則として」を追記	
第4編 自動制御設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
第5編 給排水衛生設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P 763	1.1.2	衛生陶器及び附属品	表 5.1.1 衛生陶器及び附属品 小便器の種別に節水区分の「Ⅰ形」「Ⅱ形」を追加	JIS A 5207 改定（2022年8月）で小便器に節水区分が追加されたため追記	

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
—	1.3.8	貯湯式電気温水器	(5) 電気温水器（家庭用）は、次による。 (7)～(8) 項目削除	(5)電気温水器（家庭用）新規採用はないため削除	
P 774	1.3.10.1	風呂がま	住宅で使用する風呂がまは、次によるほか、品質及び性能は、特記による。	削除を検討したが、要望により現行のままとした	
P 788	1.5.13	消火器	消火器は、 第3種粉末消火器（A・B・C 火災用）粉末（ABC）消火器又は強化液消火器とし、日本消防検定協会の合格証票が貼付された 消防法に適合した旨の表示があるものとする。	検定は登録検定機関又は日本消防検定協会なので、限定しない表現に改定	
P 788	1.5.14	移動式粉末消火	移動式粉末消火設備の消火剤は、第3種粉末（ABC）とし、消防法に定める登録認定機関の認定品とする。 1.5.9.1（消火剤）による。	登録認定機関の認定品はないため削除し、1.5.9.1（消火剤）を参照	
P 794	1.7.1	排水金具 一般事項	(2) 材質は、 <u>鋳鉄製品にあつては…… また、樹脂製品にあつては、耐熱樹脂製（ABS、ポリプロピレン等）とする。</u>	ポリプロピレンは ABSより耐熱温度（120℃以上）に優れているため追加	
P 794	1.7.9	洗濯機用防水パン	(旧ウ) ……防水パン立上り部に、耐水ラベル、ステッカー等で次の表示を行う。 <u>(a) 製造所（略号でも可）製品番号及び製造年月日</u>	旧(ウ)(a)は他の衛生器具では表示することになっていないため削除	
—	旧 1.7.10	洗濯機用排水トラップ	本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とし、ストレーナーは黄銅製ニッケル―クロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。また、非防水の本床等に設けるトラップのストレーナーは泡の出ない形状とする。	スラブ下排水の場合や洗濯機パンなしの排水トラップの項目で、新規に採用はないため削除	
—	旧 1.7.11	流し用トラップ	流し用トラップの本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製のおん型を標準とし、ストレーナーは黄銅製ニッケル―クロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂（ABS 樹脂等）製とする。	流し用トラップ単体を機械設備工事で新規に設置することはないため削除	
P 800	2.2.3.5	潜熱回収型給湯器	<u>…… また、乾式壁（ALCパネル等）の壁面に機器を設置する場合は、機器の荷重を乾式壁に負担させることなく、機器の振動が壁面に直接伝わらないよう、近傍の躯体（RC 柱・梁・壁等）から鋼材等を用いて取付ける。</u>	乾式壁面への設置についての記載を追加	
第6編 ガス設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
第7編 さく井設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
第8編 浄化槽設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
第9編 昇降機設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
—	2・3章	普及型エレベーター 一般エレベーター	2章→3章 一般エレベーター 3章→2章 普及型エレベーター	一般エレベーターと普及型エレベーターの順序入替（標準仕様書の改定と整合）	
第10編 機械式駐車設備工事					
—	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
P 882	1.1.1	一般事項	<p>…ほか、<u>駐車場法に基づく技術的基準に従い審査された認定品とする。</u></p> <p><u>「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」</u> <u>（（公社）立体駐車場工業会）（以下「認証基準」という。）に適合するものとする。また、安全基準に関しては、JIS B 9991「機械式駐車設備の安全要求事項」による。</u></p>	<p>「認定品」は平成26年以前の旧制度に基づく記載のため削除し、機械式駐車設備の安全要求事項（JIS B 9991）がH29年に制定されたため追記</p>	
P 886	2.2.11	性能試験	<p>表 10.2.2 安全装置の作動確認試験（試験項目） 自動車の停止位置規制装置、各種インターロック、非常停止装置、行過ぎ制限装置、搬器降下制御装置、自然降下保護装置、停電時の制動装置、出入口扉等の安全装置</p>	<p>安全装置（ゲート・検知装置）にかかる試験項目として追加</p>	